

## 関係団体ヒアリング等の結果(概要)

### 1. 検討に当たっての基本的な考え方について

社会全体で教育に取り組むことについて、多くの団体が積極的に評価しつつ、

- ・ 学校、家庭、地域の連携の強化や学校と職業・生活との接続を一層重視すべきこと、
  - ・ 教育の継続性・一貫性の観点から、初等中等教育から高等教育に至るまで、「生きる力」を育むことの重要性を明示する必要があること、各段階間の接続が重要であること、
  - ・ 国、地方公共団体、学校、保護者、地域住民、企業など様々な主体の役割分担と責任を明確化しつつ、連携・協力を推進すべきこと、
- 等の指摘があった。

### 2. 重点的に取り組むべき事項について

- ・ 教育課題に対応するために必要な教職員定数の措置、特別支援教育支援員、養護教諭、図書館司書、学校・家庭・地域をつなぐコーディネーターなどの人的配置、
  - ・ 優秀な教員の養成・確保、
  - ・ 学校施設の耐震化・老朽化等の対策、
  - ・ 大学等における基盤的経費の拡充、
  - ・ 各学校種における教育条件整備の充実、
  - ・ 公民館、図書館、博物館等社会教育施設の充実、
  - ・ 幼児教育、家庭教育支援の充実、
  - ・ 特別支援教育の充実、
  - ・ 職業教育、キャリア教育の充実、
  - ・ 人権教育の充実、
  - ・ 大学入試の在り方を含む高等学校と大学の接続、
- 等について多くの指摘があった。

また、各団体がそれぞれ代表する個々の分野の重要性を指摘する意見が多かった。

### 3. その他

今後の検討課題として、実効性がある計画となるよう、

- ・ 重点的に取り組むべき事項は、網羅的・総花的な内容になっているため、重点施策を明示すべき、
  - ・ 数値目標の設定、目標達成年次、財政的裏づけ、実行手段等を明確にしながら重点施策とその目標を明示してはどうか、
  - ・ 長期的展望に立った教育施策及び財政措置に関する目標を盛り込むべき、
- 等の指摘があった。

## 関係団体ヒアリング実施スケジュール等

会場	ふ じ	はごろも
座長	木村座長	田村副部長
委員	衛藤委員、郷委員、角田委員、井上委員、大島委員、小川委員、片山委員、渡久山委員、山本委員	安西委員、岡島委員、梶田委員、金子委員、菊川委員、草野委員、高橋委員、中込委員、宮崎委員
事務局	加茂川生涯学習政策局長、関口大臣官房審議官、川上生涯学習政策局政策課長	清木生涯学習総括官、塩見教育改革推進室長
10:10 ~ 10:25	全国公立学校施設整備期成会	全日本私立幼稚園連合会
10:25 ~ 10:40	日本教職員組合	公立大学協会
10:40 ~ 10:55	日本商工会議所	全国連合小学校長会
10:55 ~ 11:10	日本私立中学高等学校連合会	全国中小企業団体中央会
11:10 ~ 11:25	全日本中学校長会	全国高等学校長協会
11:25 ~ 11:40	財団法人日本博物館協会	日本私立大学団体連合会
11:40 ~ 11:55	全国公立短期大学協会	日本高等学校教職員組合
12:00 ~ 13:15	昼 食	
13:15 ~ 13:30	全国専修学校各種学校総連合会	全日本教職員連盟
13:30 ~ 13:45	日本労働組合総連合会	社団法人日本図書館協会
13:45 ~ 14:00	社団法人全国学校栄養士協議会	高等専門学校連合会
14:00 ~ 14:15	全国市町村教育委員会連合会	全日本教職員組合
14:15 ~ 14:30	休 憩	
14:30 ~ 14:45	全国国公立幼稚園長会	全国養護教諭連絡協議会
14:45 ~ 15:00	全国教育管理職員団体協議会	全国特別支援学校長会
15:00 ~ 15:15	社団法人全国高等学校PTA連合会	財団法人全国高等学校体育連盟
15:15 ~ 15:30	財団法人日本中学校体育連盟	休 憩
15:30 ~ 15:45	休 憩	社団法人日本経済団体連合会
15:45 ~ 16:00	社団法人全国公民館連合会	日本私立短期大学協会
16:00 ~ 16:15	社団法人経済同友会	社団法人国立大学協会

## 団体ごとのヒアリング結果の概要

各団体からの意見概要を事務局の責任において取りまとめたもの。議事録は現在作成・確認作業中

### 「ふじ」の間

#### 全国公立学校施設整備期成会

(重点的に取り組むべき事項)

##### 【学校施設の整備】

教育の機会均等と水準の維持向上を実質的に保証する観点から、国において公立学校施設の整備を確実に支援することが必要。

公立学校施設は、学習・生活の場であるとともに、非常災害時には応急避難場所としての役割も果たすことから、全国的に耐震化が早急に進められるよう国が積極的に支援することが必要。

公立学校施設の老朽化対策、教育内容・方法の変化への対応、バリアフリー化、環境を考慮した施設整備、防犯対策等も必要。

必要な事業を行うため、地方財政措置の充実、国の補助率の引き上げも含め、施設整備に必要な財源の確保に対する国の支援が必要。

#### 日本教職員組合

(基本的な考え方)

##### 【我が国教育の成果と現状の課題】

平和や人権、環境、共生などの価値を重視することも必要。

これまでの教育施策の検証分析を十分に行い、スクラップ・アンド・ビルドをするという大胆な視点が必要。

##### 【教育振興基本計画のねらい】

長期的展望に立った教育施策及び財政措置を盛り込むべき。

30人学級の実現や学校の耐震化に向けた年次計画が必要。

(重点的に取り組むべき事項)

##### 【総論】

重点的に取り組むべき事項は、網羅的・総花的な内容になっているため、教育政策の検証・分析を基に、重点分野・重点施策を明示すべき。

##### 【優秀な教員の養成・確保、一人ひとりの子どもに向き合える環境整備】

30人学級を実現するための教職員定数の確保や、養護教諭、栄養教諭、司書教諭、事務職員、現業職員などの定数を拡大するとともに、カウンセラー・介助員等の配置を促進することが必要。大量退職、大量採用を見通した人材確保策の確立、勤務実態に見合った処遇改善が必要。

##### 【安心・安全な教育環境整備】

老朽校舎の改修・耐震化、バリアフリー化、エアコン設置、ICT化・LAN整備など学校施設設備の改善を促進することが必要。

##### 【質の高い教育を支える環境整備・教育費負担軽減】

保護者負担軽減のため、給食費・学用品費・修学旅行費など就学援助制度の拡充、奨学金の拡充、授業料免除制度の拡充、教材費・図書費などの充実と地域間格差の是正が必要。

学校予算に関する学校裁量の拡大。

幼稚園関係予算、私学助成の拡充等大学の基盤的経費の拡充が必要。

教育条件整備のため、関係法令の改正や学級編成基準・教職員定数の年次改善計画、学校施設・設備の整備計画等の実施計画を策定し、確実に実施することが必要。

地域間格差を生じさせないよう、義務教育国庫負担金の2分の1復元を早期に実施すべき。

#### 【教育投資】

日本のGDPに占める教育予算の割合は、OECD諸国で最低レベル。高等教育予算を含めた教育予算の割合を国際的水準へ引き上げることが必要。

#### 【人権教育の推進】

人権教育の推進に向けた具体的な計画を盛り込むべき。

### 日本商工会議所

(重点的に取り組むべき事項)

#### 【社会全体で教育の向上に取り組む】

「社会全体で教育の向上に取り組む」を重点事項の最初に掲げられていることを評価。家庭やコミュニティの崩壊が指摘される中、学校、家庭、企業も含めた地域住民が連携・協力して教育を地域全体で立て直すことが大変重要。

#### 【地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の充実】

学校と家庭や地域社会とをつなぐコーディネーター機能のさらなる強化が必要。都道府県、市町村ごとに商工会議所が中心になって教育を支援する団体を集め、教育支援協力会議というものを招集し、人材の派遣・登録などを行うことについて、行政と一体となって展開していくため、旗振りを始めようとしているところ。

#### 【コミュニティ・スクールの設置促進】

学校と地域社会との連携・協力のため、保護者のみならず、商店街や自治会、NPOなどが地域で学校を支援することや支援しようとする人々に、広く運営に参画してもらうことが重要。このため、コミュニティ・スクール設置は積極的に推進すべき。

教育委員会の見直しに当たっては形骸化、名誉職化というものを排除し、商工会議所やNPOをはじめとする地域の教育支援を行う団体の代表など、本気になって実際に教育支援活動に参加し、教育の立て直しを実行しようとする人々を参画させる等の体制整備が必要。

#### 【確かな学力の確立】

知識や学習意欲などの確かな学力を確立することは極めて重要。基礎学力の低下に歯どめをかけるため、授業の量と質の向上が必要。特に理数教育の充実に向けて、読み書き計算(団体ではそろばん)を徹底すべき。

#### 【規範意識】

公共の精神、国を愛する心、道徳心、勤勉性など日本人がかつて保持していた資質を見直し、将来を担う人材を育成していくため、道徳教育の充実が必要。

#### 【優秀な教員の確保】

優秀な教員を育成・確保するため、民間との積極的な人事交流を一層促進

することが必要。教育現場を離れて他の経験を積んだ教員が再び教育現場に戻りやすくする仕組み、頑張る教員が評価される仕組みを導入し、教員のモチベーションの向上を図ることが必要。

#### 【学校の組織運営体制】

教員の事務負担の軽減のため、事務の簡素化や民間校長の登用など、民間の合理化、効率化のノウハウを有効に活用すべき。

モンスターペアレンツ対策として、学校運営に地域の人々が入ることによって対策が進むのではないか。

#### 【税制上の措置】

個人、企業の教育への寄附活動を促進するため、インセンティブとして所得控除枠の拡大など税制上の優遇措置を充実することが必要。

### 日本私立中学高等学校連合会

(基本的な考え方)

#### 【教育の現状】

教育の主体となるべき家庭と地域に対し、教育の専門的機関である学校が改めてより主体性を発揮し、家庭や地域にどのように働きかけ、協力を求めていくかについて示すことが必要。

#### 【私立学校の振興】

さまざまな分野で公教育全体の進展に寄与してきた私立学校については、公教育全体の振興策の中で私立学校の位置づけと振興策を示すことが必要。

(重点的に取り組むべき事項)

#### 【私立学校の振興】

保護者負担に依存している私立学校の財政基盤を強化するため、私学助成の拡充策を盛り込むことが必要。

各地方公共団体が積極的にそれぞれの計画を策定し実施できるよう、地方公共団体が所管する高等学校以下の私立学校への財政措置を確実に講じるなど、財政上の支援措置を盛り込むことが必要。

#### 【学校施設の耐震化等】

学校施設等の安全・安心策については、私立学校の自主性、独自性を尊重しつつ、公教育を担う私立学校にも同等の支援を行うことが必要。

#### 【その他】

バウチャーについては、私学支援として落とし込むと、学校経営が非常に不安定になると考える。私学助成を充実し、公立と同じ土俵となって公私が切磋琢磨していくことが我が国の教育全体をよくしていくのではないか。

### 全日本中学校長会

(重点的に取り組むべき事項)

#### 【構成・重点化等について】

2. の柱の内容である(3)及び(4)の教育条件整備に係るものは4. へ一括してまとめてはどうか。そのように整理しない場合、2の柱は、教育内容を改善・充実すべき内容、その定着に向けての支援、教育水準の維持・向上に向けての施策の推進のように整理してはどうか。

全体として網羅的なので、優先順位、目標達成までの過程など更に具体的に検討していただきたい。また、当面、国、地方公共団体、又は、学校が一

体となって取り組むべき課題について、是非焦点化していただきたい。

教育には、変えるべきもの、変えるべきではないものがある。国家百年の大計に則したような計画が策定されることを期待。

#### 【教職員定数の改善】

図書館司書、スクールカウンセラー、スクールコーディネーター、特別支援教育支援員などのスタッフの配置も盛り込むべき。

#### 【教員の研修】

初任者研修の指導教員の負担軽減措置、教員の各ライフステージにおける研修を支援、各々の教員のキャリアプランの作成を可能とするような体制整備、現状の研修体系の見直しが必要。

#### 【子どもの体力向上】

学校での体育、保健体育の授業を充実することが必要。

運動部活動等のスポーツ活動を振興するため、外部指導員の積極的な活用や指導に当たる教員の処遇改善が必要。

地域総合型スポーツクラブの推進等も含めた生涯スポーツ振興という視点から、部活動の在り方について、今後も検討を継続することが必要。

#### 【読書活動の充実】

学校図書予算の増額を図るとともに、学校図書館に「学習情報センター」としての機能を付与すべき。

#### 【大学入試制度の見直し】

高等学校教育の充実のため、大学入試制度の見直しが必要。

#### 【小中、中高一貫校】

小学校と中学校での学習面、生活指導面での段差の解消に効果があると考えらるが、中高一貫校については、その成果について、疑問視する者もあるので、その成果を検証することが必要。

#### 【私立学校の在り方】

学校運営に対する監督庁の対応の在り方も含め、公教育としての私学の在り方と公立学校の在り方について検討することが必要。

#### 【コミュニティスクールの設置】

コミュニティスクールは、その運用次第で負の結果を招きかねないため、今後、その成果の検証を踏まえ、慎重に対応することが必要。

#### 【教育財政への支援】

計画が実効性のあるものとなるよう、財政的及び人的措置の裏付けとなる計画を策定することが必要。

### 財団法人日本博物館協会

(基本的な考え方)

#### 【安全・安心で質の高い教育環境の整備】

学校との連携によるプログラムや親子ふれ合い教室など家庭教育の支援など、五感に訴える教育、楽しく学べる学習機会を提供する地域の拠点として、(情報化の推進の後に)博物館や図書館などの生涯学習施設の整備を盛り込むことが必要。

(重点的に取り組むべき事項)

#### 【地域の生涯学習の拠点】

地域の生涯学習の拠点である博物館活動の質の向上を図り、市民に開かれ

た博物館活動を発展させるため、学芸員の養成・研修を充実することが必要。

学校、家庭、地域との連携を進め、国民による博物館の活用の促進に取り組み、来日した外国人が、我が国の歴史・文化・自然への理解を深められるよう、博物館の実物資料を活用した国際交流を推進することが必要。

### **全国公立短期大学協会**

「大学」に「短期大学」を含めるよう、「大学・短期大学」又は「大学(短期大学を含む。)」に改めることが必要。

地方公共団体において速やかな対応が可能となるよう支援を期待。

「放課後や週末の子どもたちの体験・交流の場づくり」において、芸術体験活動の場づくり、それに応じる指導者養成の取組を取り入れるべき。

「規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる」では、「感性教育の充実」を謳うべき。

「社会全体で教育の向上に取り組む」の各項目には、学校・家庭・地域住民のほか地方公共団体の支援が欠かせない。

幼児教育の質の向上を図るため、幼稚園の職場環境を改善し優秀な教員が集まるよう社会全体で支援することが必要。

幼稚園における学校評価や特別支援教育の在り方を見直すことが必要。

### **全国専修学校各種学校総連合会**

(基本的な考え方)

#### **【職業教育体系の構築の明確化】**

学校教育の段階から職業意識の涵養や必要な知識・技術などの習得を一層推進し、学校から職業生活への円滑な移行を優先課題として教育に取り組むことことが必要。

このため、各教育段階、学校種別それぞれの機能・役割が準拠する1つの教育システムとして「職業教育体系」の構築を教育制度上の目標として取り上げ、その中で個々の学校種がどのような機能・役割を担うのか、教育機関相互がどのように連携・協力し、効果を高めていくのかについて、明確な指針を示すことが必要。

#### **【専修学校及び各種学校の位置付けや使命、機能の明確化】**

専修学校及び各種学校について、学校教育制度のなかで職業教育を主たる目的とする学校種としての位置付けや役割・機能を明記することが必要。

高等学校では、各高等教育機関の位置付けや役割・機能に関係なく、大学中心の進路指導が行われている傾向があるため、生徒の志望や能力・適性に応じて、適切な指導が徹底されるよう、国が明確な指針を示すことが必要。

(重点的に取り組むべき事項)

今後、具体的な検討を行う場合、重点事項1～4の柱に共通して、『専修学校及び各種学校の位置付けや役割・機能』、『専修学校及び各種学校の職業教育力の充実・向上』、『専修学校及び各種学校と他の学校種及び家庭・地域・企業・関係省庁などとの連携、協力及び接続等』及び『学校種を限定した文言の精査』の視点を踏まえることが必要。

### **日本労働組合総連合会**

(基本的な考え方)

## 【教育振興基本計画の位置づけ】

「基本計画」は政策の羅列ではなく、日本の教育が5年間で必ず実行する柱を掲げ、各論は基本計画を受けた政策課題へ位置づけてはどうか。

特に5年間で必ず達成すべき事項については、数値目標の設定、目標年次の達成、財政的裏づけ及び実行手段等を明確にしながら重点政策とその達成目標を明示することが計画としての実効性を担保するのではないか。

国の基本計画は指針を示し、地方を支援するという関与にとどめ、地域の自主的な計画策定を拘束しないような運用を期待。

(重点的に取り組むべき事項)

## 【キャリア教育・職業教育】

労働が国民の権利や義務などを学ぶ「労働教育」をこれまで以上に力を入れ、勤労観・職業観を醸成することが必要。

「ものづくり」教育や、家族や地域社会で働く大人の姿を学ぶ中から、働くことの意義を理解する学習機会の提供が必要。

## 【教育の機会均等を保障するための施策】

教育の機会均等をはかるため、義務教育段階では就学援助の拡充、高等学校や高等教育段階では、奨学金制度や授業料免減制度の拡充が必要。保護者の経済格差が拡大している昨今、授業料相当の奨学金制度に加え、生活費用もカバーする奨学金制度の設計等が必要。

## 【義務教育段階における少人数学級の実現】

義務教育においてきめ細やかな指導を実施するため、少人数学級、又は複数担任制の導入を盛り込み、「今後5年間に全ての小中学校で30人以下学級を実現する」等の数値目標を設定することが必要。現状では都道府県単位、或いは市区町村単位で独自に少人数学級が実施されており、結果として地域間格差が生じているのではないか。

## 【教職員定数の改善】

少人数学級の実現、学習指導要領の改訂(授業時間数の増)に対応するため、教職員定数の改善(増員)が必要。なお、基本計画の実行過程で、行政改革推進法による教職員定数純減の見直しも視野に入れた取り組みが必要。

## 【教育行政の在り方の改善について】

文部科学省から都道府県教育委員会へ、都道府県教育委員会から市区町村教育委員会へ、より教育現場に近い段階への権限委譲を実現し、上位組織は基本方針の策定と下位組織への支援を主な役割とし、場合によっては教育委員会の持つ権限を、学校に付与することも検討することも必要。

教育委員会の情報公開を推進し、より実態に即した協議を展開するため、会議を原則公開し、公聴の機会を増やすなどの運用を行うことが必要。

教育委員会を開かれた組織とするため、教育委員の選任に当たっては、現行の任命制に代えて、公選制も視野に入れた選任方法を見直す議論も必要。

## 【学校施設の改善・充実】

児童生徒の学習の場、災害時等の避難場所などとなる学校の耐震化は、何よりも優先して実現すべき。全ての学校施設の耐震化は急務であり、今後5年間の基本計画として「全学校施設の耐震化」を盛り込むことが必要。

## 【大学入試改革】

大学入試については、初等中等教育、高等教育の両方の観点から、知識偏重の入試とならないよう、基本計画の主要課題として位置づけ、5年の間



に何らかの方向性を見いだす方向で盛り込むことが必要。

#### 【地方の計画】

今後、各都道府県や市区町村の計画が策定されるに当たり、国の計画策定と同様に、勤労者も含め、有識者や地域住民から広く意見を募る機会を設け、計画策定に生かされることによって、地域に根ざした、生きた計画となるような仕組みを検討すべき。

### 社団法人全国学校栄養士協議会

#### (基本的な考え方)

「食」は、「知」「徳」「体」の根幹であることを明記することが必要。

今後10年間に予想される社会の変化に対応するため、健康な心身の育成、正しい食習慣や自己管理が重要であることを盛り込むことが必要。

教育の成果を上げるため、学校・家庭・地域など社会全体で取り組む仕組み作りの重要性について盛り込むことが必要。

#### (重点的に取り組むべき事項)

教育の機会均等の観点から、学校給食の実施率を高め、全ての児童生徒に学校給食を通じて食育を推進できるよう計画に盛り込むことが必要。

地場産物の活用や地域の郷土食等を学校給食において「生きた教材」として積極的に活用することが必要。

子どもの体力向上に向けた総合的な方策の取り組みに、栄養教諭の活用を明記すべき。

家庭や地域教育との連携を図り食育の推進の中核となる栄養教諭の配置推進を明記すべき。

### 全国市町村教育委員会連合会

#### (基本的な考え方)

#### 【我が国教育の成果と現状の課題】

「国際的にも高い評価を得てきた」とあるが、このことに関し、学力テスト等の具体的な事例を盛り込み、日本の高い教育水準をアピールしてはどうか。

「社会が成熟する中で、」とあるが、社会の成熟化に伴う課題については、先進欧米諸国も日本と同様な課題を抱えている現状を一例挙げて（先進国と発展途上国の青少年犯罪の特色など）述べてはどうか。

「従来の経済発展だけでない、新たな価値を重視する方向へと転換」とあるが、「新たな価値」はどのようなものなのか、持続可能な社会の構築であるのか、指すものが不明瞭。

#### 【教育の使命】

今後は、特に、家庭、地域社会、企業等が教育を支援するシステムを構築することが必要。

「全国的な教育の機会均等を実現させるための資源の確保などを行う役割を担う」とあるが「教育環境」としてはどうか。

#### 【「教育立国」の必要性】

「未来への先行投資である教育の重要性は」とあるが、欧米先進国の「未来への先行投資」の具体的な事例（教職員の配置数、教育予算が予算全体に占める割合など、北欧、イギリス、ドイツなど）を加えてどうか。

#### 【今後10年に予想される社会の変化】

「超高齢社会」における高齢者の教育とともに、高齢者の力を生かす教育システムを模索し、高齢者の技能や経験的な知識を若い世代や子どもたちに伝えることが必要。

「異文化との共生」では、特に東アジア、東南アジアの人々との一層の交流が予想されることから、小学校から大学、職場環境の変化に対応する学びの環境整備が必要。

「雇用のあり方」、「ライフスタイルの多様化」が経済的な面をはじめ、家庭における心理的な面や身体的な面で幼児教育、初等中等教育に影響を及ぼす。

#### 【今後の教育施策の目指すべき基本的方向】

について、教育が社会基盤の整備において何より優先されることをアピールしてはどうか。

について、学校が家庭や地域社会の中核的な位置を占める場所での活動拠点になっていくことを指摘してはどうか。

環境教育、経済金融教育、キャリア教育等の教育課程の各教科において横断的に扱う教育を全て行うことは難しいので、学習指導要領の改訂において、これらについては、学校の裁量を重視し、「各学校で1年度間に3～5の教育の実施範囲で焦点化すべきである」という効果的な提案であることを各団体、関係省庁に周知するなどの配慮が必要。

規範意識や道徳教育については、学校だけでなく、家庭や地域とともに育成していく方策が今後は重要。また、現代社会は子どもだけでなく、大人のモラルが問われているのではないか。(職場でのいじめ、家庭での虐待など)

について、「知識基盤社会」の構築は、予算面で十分な支援が必要であり米国の大学のように、大学自らが財政基盤を整えられるよう企業経営に近い形で投資運営などが可能になる方向は考えられないか。

#### 【学校・家庭・地域の連携協力】

連携協力を推進するための総合的なコーディネートができる機関や組織、人材の確保が必要。学校と家庭・地域をどのように結びつけ、有効に運営していくかが課題。

コーディネーターはボランティアでなく、正規の組織や人材を配置し、責任の所在を明らかにすることが必要。

コミュニティ・スクールについては、学校運営協議会のメンバーに学校教育の活動が大きく左右されると考えられるので、人材確保に関する適切な基準が必要。

(1) 5番目、「企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大」の中で企業の後に、各種団体(医師会、弁護士会等)を追加してはどうか。

#### 【家庭の教育力を向上させる】

家庭の教育力を高める支援においては、小・中学校を拠点とし、場所、機関、人材を学校に置くことが効果的ではないか。家庭自体が社会の中で孤立していく傾向にある中で、学校が家庭教育支援の拠点としての位置を確保することが急務。

ある一定の規模以上の企業に教育部門を設け、企業が子どもたちや学生・社会人のためのキャリア教育を推進することも考えられる。そこでは、コーディネーターの役割を担う機関、人材が必要。

#### 【博物館の機能の充実】

知識だけではない人間形成への必要性が徐々に高まってきている中で、五

感を磨き、考える力の根幹を成す感性を育てることができる博物館教育が重要。このため、新たに、「感性を育む拠点として博物館教育の充実」を盛り込むことが必要。

子どもの体力向上については、学校のグラウンドや地域のスポーツ施設の開放について、競技スポーツだけでなく、広場として、創造の場として提供し、子どもたちの体力づくりや仲間づくりの場としてはどうか。

#### 【優秀な教員を養成・確保】

教員が子どもたちだけでなく、社会からも尊敬され、採用時の給与や福利の面から誰もが憧れる労働条件を備えれば、適切な競争原理が働き、優秀な教員を確保することができるのではないかと。

#### 【教員養成・研修の充実】

豊富な研修の機会の提供による採用後の資質向上、教員免許更新制度による質の確保が重要。

専修免許状の取得が優れた教員の養成につながるという根拠はあるのか、どうか。義務教育においては大学院で学ぶ専門性よりも on the job trainingの方が効果的ではないだろうかという意見もある。

#### 【教育委員会活動の充実】

教育委員会の責任体制を明確化するとともに、予算の獲得について、より積極的に市町村議会における説明の機会を与えることにより、教育委員会の機能を発揮できるようにすべき。

学校の組織運営については、校長のリーダーシップを発揮させるため、校長決裁の人事（非常勤や講師）と予算を（学校の実態に応じた独自の活動予算）構築することが望ましい。

学校評価を広く家庭・地域から求める必要があると考えるが、家庭教育支援や地域の教育力の評価も併せ、一体となっていくことが重要。

#### 【安全・安心な教育環境を実現する】

教育の機会均等と水準の維持向上を実質的に保証するという視点から、国において公立学校施設に関する財政支援を行なうことが必要。

公立学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震等の非常災害時には応急避難場所としての役割を果たすことから、計画的な耐震化の推進が必要。

現存する学校施設の約4割は30年前の児童生徒急増期以前に建てられたものであり、公立学校施設の老朽化対策が必要。また、教室不足を解消するための、新增築事業の整備を確実に支援することも必要。

学習内容・方法の変化への対応、バリアフリー化、環境を考慮した施設の整備、防犯対策等、施設環境の質的向上を図ることが必要。

#### 【質の高い教育を支える環境を整備する】

専門性を持つ学校図書館職員の配置が学校図書館が有効に機能することにつながる。

適切な情報管理という観点からも、教職員一人一人にパソコンを整備すべき。

### 全国国公立幼稚園長会

(基本的な考え方)

#### 【教育の使命】

「・・・学校は、児童生徒学生に」とあるが、児童生徒学生に、幼児をつけ、全ての学校種を対象にしていることを示すことが必要。

「地域住民や企業等も、・・・(略)・・・学校運営や教育活動に積極的に協力し、また参画することなどが期待される」が、「(4)教育振興基本計画のねらい」の中には、「教育は、多くの関係者の取組により社会全体で担われるものである」と指摘されている点について、国民全体に周知し、機運を醸成することが必要。

【今後求められる教育施策の基本的方向について】

ワーク・ライフ・バランスの確保は、個人の力では不可能に等しいので、その理念の周知に終わらず、実効性のあるものとなるような社会構築を期待。

(重点的に取り組むべき事項)

【社会全体で教育の向上に取り組む】

企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大について積極的な取組を期待。

「幼稚園等を活用した子育て支援の充実」について、幼稚園も積極的に行うことが実現できるよう支援の充実について具体的な条件整備を盛り込むことが必要。

(3)人材育成に関する項目の中で、「・・・関係省庁の連携により、小学校段階からのキャリア教育・・・」あるが、幼稚園においても、「頼まれた仕事を責任を持ってする」「幼稚園や地域など身近なところで働く人への関心を持つ」など、意識・勤労観の芽生えを培うことが重要。

【幼児期における教育の充実】

幼児期における教育の充実について示された内容はいずれも重要。しかし、幼児期が人格形成の基盤となる時期であり、知識基盤社会を担う子どもの育成は、幼児期から始められることが重要。その意味で、2.に示されている事柄は、幼稚園教育にも関連していることを明記することが必要。

認定こども園は、女性の就労促進による保育所ニーズの増加や少子化の進行等に対応したもので、実施園が少しずつ増加しているが、課題も見え始めている。認定こども園制度については、子どもの心身の発達状況に無理は無いかな等の観点から、見直しを確認することが必要。

幼児期の教育の重要性を考えたとき、保育所に通う子どもにも幼児期にふさわしい教育が受けられるよう、幼稚園と保育所の緊密な連携・交流の促進が必要。

人格形成の重要な時期である幼児の心身の発達を考えたとき、ワーク・ライフ・バランスを確保し、一人一人の幼児が保護者とゆったりとした時間を過ごしながら幼稚園教育を受けることも必要。

幼児教育全体の質を向上するため、近年の子どもの発達の変化や保護者への十分な対応を可能とするため、適切な学級規模として、一人の教員が担当する幼児数を見直すことが必要。

教職員の資質向上が重要であり、一種免許を持つ幼稚園教諭の増が必要。また、現職研修の充実に資するような制度・財源の措置が必要。

幼児教育の無償化の検討を含む保護者負担の軽減について、保護者は無償化に大きな期待を寄せており、盛り込むことが必要。

無償化による幼児教育の充実が、幼小中高大と連続する教育の質の向上につながるような制度構築を期待。

## 【安全・安心で質の高い教育環境を整備する】

幼稚園の耐震化率は低く、幼児が安心して幼稚園生活を送ることができる状況とはいいい難い。施設の耐震化率を上げる等の必要な措置が必要。

## 全国教員管理職員団体協議会

### (基本的な考え方)

未来への先行投資を惜しまず、必要な施策を果敢に実行することが必要。

自尊意識をもち、社会に貢献できる国民の育成、教育立国を実現するため、「米百俵の精神」に基づき、教育予算のGDP比が低位にあることも踏まえ、計画を円滑に実施しうる十分な予算的裏付けが必要。

### (重点的に取り組むべき事項)

#### 【コミュニティ・スクール設置促進】

コミュニティ・スクール設置に伴う保護者や地域住民が有するとされる「一定の権限と責任」の内容とその背景となる法的根拠を早急に明らかにすべき。学校、家庭、地域・行政が行うべきことが明確にされず、新たな学校負担を強いている現状があるため、校長権限を明確にし、学校への過重負担を新たに生じさせることがないように、委員資格や選考、責任主体及び責任内容等を明らかにすべき。

#### 【社会全体で教育の向上に取り組む】

放課後対策等に向けた取り組み事例では、運営に学校関係者の関与が不可欠とされ、学校教育の活動に制約が生じるなど更なる困難を学校教育にもたらしめている面も否定できない。指導者養成はもとより、個別の学校事情に配慮した柔軟な対応が必要。

「社会全体で教育の向上に取り組む」施策となるよう、学校教育とは別に、十分な人的、予算的な措置を伴う、自立した運営主体を設けるべき。

#### 【家庭教育支援】

家庭の教育力の低下の要因を明確にすべき。親が親として子供に責任が持てるような企業環境や地域環境の改善が最優先ではないか。

人権意識、個人情報保護等がある面では制約となる中、家庭に踏み込んで、親としての自覚を促し、養育義務等を指導することに限界が生じている。家庭の教育力の向上に向けた取組みにおいては、関係機関が強制力をもって適切・適確に親への指導、幼児・児童・生徒の保護に努められるよう法改正を含めた提言が必要。

#### 【理科教育の充実】

「実験」ができるよう実験助手を計画的に配置するよう促すとともに、中学校部活動での理系部活動の振興策を講ずべき。

#### 【全国学力・学習状況調査】

全国学力・学習状況調査の結果公表を意義あるものとするため、平均正答率ではなく平均達成率を公表し、個別指導や学年指導が生きる適時適切な時期に実施することが必要。

#### 【一人一人の子どもに教員が向き合える環境をつくる】

月平均34時間の超過勤務を余儀なくされている過密、過重な勤務実態の解消なくして、子どもと向き合う時間は確保されない。必要な教職員定数措置には数値目標を示し、家庭、地域、社会で行うべきことを明確にし学校の果たすべき役割と責任を示すべき。

## 社団法人全国高等学校PTA連合会

(重点的に取り組むべき事項)

### 【家庭・学校・地域社会の連携協力】

子供たちを取り巻く様々な社会環境の変化からもたらされる問題が、一層深刻化している中で、学校、家庭、地域社会がそれぞれ教育の担い手としての意識をもち、積極的に関わり、密接に協力していくことが必要。

子どもたちを健全に育成していくため、協働して子どもを育てる「協育」という視点に立ち、地域の子どもは地域のみんなが育てていくことが重要。

地域には協力する意志はあるが、どのような形で参画できるのかがわからない人材を活かし、地域の教育力向上を図るため、適切なコーディネーター等の人材配置が急務。

### 【PTAの取り組みについて】

改正教育基本法に規定された家庭教育支援の趣旨を踏まえ、学校と連携しているPTAの組織を活用すべき。

PTA団体は、日頃より子どもたちの健全育成に努め、調査研究、研修を行っている。国において、そのことを一層認識し、講師派遣、施設・設備の利用、情報提供等に便宜が図られるよう関係方面に働きかけることが必要。

### 【健全育成について】

道徳教育が拡充されようとしているが、規範意識については、学校だけでなく、行政・企業・関係団体、そして国民全員が取り組むことが重要であり、健全育成の観点から規範意識を育むことも必要。

### 【教員の養成】

教員が極めて多忙であるので、教員が子どもに向き合う時間を確保することが必要。

教員の資質、教員の生き生きとした活動を期待し、それを基本にして、研修の場を設け、改善の方法に工夫がなされることが必要。

### 【大学・大学院の充実】

大学院教育の抜本的な強化はもとより、大学教育は質・量共に高度で重厚であることが望ましく、大学全入学が当たり前になるうとしているが、若い知能や柔軟な思考、旺盛な意欲が低下し、ますますニートやフリーター、ネット喫茶店生活者を増加させることになりかねない。大学及び大学院の高度な発展と充実が急務。

## 財団法人日本中学校体育連盟

生涯体育、生涯スポーツの基礎づくりに資するよう、中学校体育の充実・発展、活性化、特に中学生の健全育成に努力してきた原点を見失うことなく取り組むことが必要。

学校教育活動の一環としての運動部活動の趣旨を忘れることなく諸課題に対して、具体的な対応・対策に取り組むことが必要。新学習指導要領の中に明確に部活動を位置づけ、その有用性を取り上げることが必要。

## 社団法人全国公民館連合会

(基本的な考え方)

### 【教育振興基本計画のねらい】

教育の継続性・一貫性の観点から、子どもたちの「生きる力」を育むことの重要性を明示することが必要。

(重点的に取り組むべき事項)

【地域の学習拠点としての公民館等の機能の充実】

生涯学習の拠点である公民館等の役割の一つに「人づくり」や「町づくり」など、地域住民の連帯感を醸成することを目的として記述することが必要。

【伝統・文化に関する教育の充実】

学校だけでなく、公民館における「地域学」等の学習活動が多く行われているが、子どもたちが、家庭や地域で普段から郷土に関心を持たせ、大人と共に学ぶことが必要。伝統・文化に関する教育の一端を担う公民館等の役割を強調することが必要。

教育振興基本計画が本当に生きて効果を発揮するため、「財政的措置」を記述するとともに、国・県・市町村を挙げてその確保に努力すべきことを強調すべき。

## 社団法人経済同友会

(基本的な考え方)

経済復興と成長、欧米諸国のキャッチアップという国家的な目標を掲げ達成した今、教育基本法の改正に伴い、教育システムを抜本的に見直す時が来ており、21世紀の国際社会の中で、日本は世界に対し自らの役割を示し、リーダーとして認められ、発展していくための自覚をもつことが必要。そのため、創造性や改革性にあふれた、国際競争力のある優れた人材の育成が急務。

教育とは社会全体で取り組むべきという観点から、この計画の策定により、教育を重要視する明確なメッセージを国民に伝え、その施策を分かりやすく示すことの意味は大きい。また、計画をより実効性のあるものとするため、政策の重点項目と実現の時間軸を明示することが肝要。

我が国の教育が目指すべき新たな価値の方向とは一体何かを、教育の一貫した柱として、広く社会に伝え、共有するため、明確に且つ具体的に表現することが必要。

教育の現場の持つ可能性を信じて責任と権限を大胆に教育の現場へ委ねていくことが必要。同時に、自らが改革の最前線に立つ気概を持ち、新たな教育を生み出すための挑戦を続けることが必要。

【社会全体で取り組む教育】

国、地方公共団体、学校、保護者、地域住民、企業など様々な関係者がそれぞれの役割の分担と責任を明確化し、相互理解と連携・協力により、主体的に、その価値を最大限に発揮する努力を重ねていくことが必要。そのためには教育における各々の立場の役割と目的を設定、理解し、目指すべき目標を達成するための具体的な取組を示すべき。

企業においても自らの役割と責任を自覚し、従業員の多くが保護者であることや学生を採用する立場から、社会、学校に対し理解しやすい明確なメッセージを発信することが大切。

【教育の進む方向性】

個々人の価値観、人生における成功モデルは多様であり、他にも成功の道はいくらでもある事を示していくことが必要。このような観点から、個人の

能力や学ぶ意欲を引き出し、自ら考える力を育む教育環境を整えることが必要。

このため、学校側も校長のリーダーシップのもと、子供達や保護者、地域住民のニーズに合った教育の提供に努力し、相互に切磋琢磨しながら教育の質を保証する仕組みづくりに取り組むことが必要。その際、組織目標を立て、評価を通じ次の段階にむけた新たな目標設定へ至るPDCAサイクルを確立し、ステークホルダーとの間で共有することが必要。

教育は、初等から高等教育に至るまで、連続性を持って一貫した目標を確認・共有することが重要であり、それぞれの教育段階で達成すべきゴールを明確にし、その段階での学びを活かし、発展させるための円滑な接続を期待。

特に、大学はそれぞれの教育理念に基づく具体的な目標を設定し、その実現に向けた質の高い選考基準を確立して入学試験を実施すべき。同時に、大学における入学者選考を、多様な価値や力を競い合う場として位置づけることも必要。

学習の成果を尊重、重視することが大切。個人が持つ多様な能力や資質、学ぶ意欲と目的意識、様々な経験（社会活動等）を通じて養われた個性や特性、才能などをこれまで以上に総合的に評価することを推進することが必要。

大学の教育研究の質を保証するための検討を更に深め、将来を担う人材づくりに力を注ぐことが必要。そのため、教員の人事処遇の見直し、研究評価と共に教育における評価の基準も十分に検討し、大学自らも自立した経営を推進するため、一層のガバナンスの改革が必要。

人口の減少やグローバル化の加速の中で、今後の社会を見据えた教育システムの構築は、社会全体の連携で行われるべき。国民一人ひとりがこのことへの自覚を持ち、実際に社会との接点の場に熱意をもって歩み寄り、関わっていく第一歩を踏み出すことができるよう、教育の重要性を広く共有していく努力が必要。

## 「はごろも」の間

### 全日本私立幼稚園連合会

幼児教育の無償化は、国家的な取組が必要。

教育の第一義的責任が家庭にあることから、「子育て支援」は「子育て肩代わり支援」であってはならない。幼稚園教育要領では、「子育ての支援」と表現している。

### 公立大学協会

(基本的な考え方)

教育への特段の投資の必要を明記すべき。

時代認識として、地方分権化を加える。全体をとおして地方分権の考え方が薄い。

18歳人口の減少による経営困難大学への対応を記述すべき。

(重点的に取り組むべき事項)

国公立大学連携に関するコーディネイト役としての自治体の役割への期待、大学評価の効率化及び体制の見直しが必要。



公立大学の基盤的経費の充実への配慮が必要。

### 全国連合小学校長会

(基本的な考え方)

国際的にも高い評価を得ている我が国の教育を実現している背景として、教師の存在が大きいことを明記すべき。また、学校教育の振興においては、教師が子どもに与える感化の大きさにかんがみ、人材確保の重要性を正當に評価してこれを明記すべき。

教育の使命の実現に当たって、教師の役割の重要性をもっと取り入れるべき。

(重点的に取り組むべき事項)

「社会全体で教育の向上に取り組む」に関し、授業への地域ボランティアの参加、家族ぐるみでの自然体験やボランティア活動への参加の事項を追加すべき。

「青少年を有害環境から守るための取り組みの充実」に関し、売りさえすればよいという企業の姿勢に教育的視点から厳しく追及し、国民世論に訴え、啓発することを盛り込むべき。

「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として社会の一員として生きる基盤を育てる」に関し、体験的な学習に従事した総合的な学習の時間の充実、小学校英語教育導入に向けての人的物的整備、教職員定数の改善、教職以外への配置転換を含む、国としての教員評価制度のシステム化、5年で全国の小中学校の耐震化を図ること等を追記すべき。

### 全国中小企業団体中央会

(基本的な考え方)

地域振興・活性化を図る上で、中小企業への認識・理解・関心を高める教育が重要であり、学校教育での中小企業に関する教育の充実をすべきであり、また、教師が中小企業に対する十分な知識等を習得できるよう、教師の研修や再教育等の場においても、中小企業や創業・起業についての学習を実施すべき。

小学校段階からの職場見学、職業体験等を通じて、地域の中小企業とふれあう実践的・体験的教育を推進すべき。

創業や起業を活発化させるため、学校においても創業・起業意欲を高める教育等行うべき。

地域における中小企業と教育機関との連携・協力関係を強固なものとする仕組みづくりが必要であり、中小企業の共同での取組などを支援すべき。

職業拠点としての専門高校の活性化を図るべき。

### 全国高等学校長協会

高等学校への進学率が98%ほどとなり、半ば義務教育化している現状を十分に踏まえた審議を行うことが必要。

【学校・家庭・地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる】

学校・家庭・地域の連携については、地域や保護者、または学校の現実を踏まえて、どのような方策が一番適切なのか、または国としてどのようなことができるのかを十分に考えることが必要。

【職業観・勤労観や知識・技能をはぐくむ教育（キャリア教育・職業教育）の充実】

知識基盤社会においても技術への敬意は必要であり、外部のベテランを招いて行う「ものづくり実践」を導入するためのコーディネーターや経費投入が必要。

【優秀な教員を養成・確保するとともに、一人一人の子どもに教員が向き合える環境をつくる】

教員の実態として校内業務に加えて郊外の業務も増えて、現場の実態としては全くゆとりが持てない状況にある。改正教育基本法、学校教育法の趣旨を実現するためには優秀な教員の確保と定数改善は不可欠。

教育職に魅力的な処遇を用意し、授業内容の工夫改善の裁量を与え、人間を育てるやりがいのある仕事とのインセンティブが不可欠。

【教員免許更新制の円滑な実施】

教員の勤務実態を踏まえて、更新講習の実施時期、その間の補充体制等への配慮が必要。また、優秀教員の講習免除については、講習の内容等に合わせ一部免除の形が適当。受講費については、出張等の扱いができるよう、公費負担とすべき。

【指導が不適切な教員に対する厳格な人事管理】

切り捨てを目的にするのではなく、支援体制の構築又は整備を考えるべき。

【学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善】

学校評価の義務づけ、公表の努力については適切だが、一律の基準による比較は避けるべき。また、評価自体に莫大な労力がかかるようなことは避けるべき。

高等学校における学習成果の評価については、高等学校への進学率が98%ほどとなり、国民的教育機関となっている現状を踏まえ、教科の学力だけでなく、教科外の活動も評価するなど多元的、多面的な尺度が必要。

【教養の厚みを備えた知性あふれる人間を養成し、社会の発展を支える】

「重点的に取り組むべき事項」の「教養の厚みを備えた知性溢れる人間を養成し、社会の発展を支える」ために、幼少中高大のそれぞれの学校段階において、何を重点目標に教育活動を進めるか、連携・協働をどのように推進するか、大方針を示すことが必要。

## 日本私立大学団体連合会

0.5%と極めて低い状況にある我が国の国内総生産（GDP）に対する高等教育への公財政支出の比率をOECD諸国並み（約1%程度）の水準へと高めるべき。

私立大学の役割は、ますます重要になってきており、国はその認識を持ち、教育面においては私立大学を中心に据えた計画を策定すべき。また、国立大学に対する国費投入の在り方の再検討と、高等教育に係る国私間の公財政支出の格差是正を計画に明記すべき。

(基本的な考え方)

私学振興については「安全・安心で質の高い教育環境を整備する」の項目から独立させるべき。

(重点的に取り組むべき事項)

【キャリア教育】

小中学校では特化したキャリア教育ではなく、基礎学力の涵養を主とすべき。

**【社会の信頼に応える学士課程教育の実現】**

大学教育における教養と専門性のバランス保持は重要であるが、その前提として、現行の大学設置基準を総点検し厳正に評価することが必要。

**【大学の国際活動の充実】**

ハード面の支援である、国公立大学を超えた宿舍建設に対する国家助成も必要。

**【大学等の教育研究を支える基盤の強化】**

「大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化」に関し、国立大学に限定せず、私立大学に対する支援を明確すべき。

競争的資金の配分にあたり、国公立の設置形態に影響されて採択のバランスを欠くことのないよう明記すべき。

## **日本高等学校教職員組合**

(重点的に取り組むべき事項)

**【学校・家庭・地域の連携協力の強化】**

学校・家庭・地域の連携協力の強化については、全体をコーディネートする組織や機関、仕組みが必要であり、住民に対し積極的に学校を支援するとの意識を涵養することが重要。方策としては、コミュニティー・スクールがあるが、人事を含めた必要以上の介入がないようにすべき。

**【図書館の充実】**

いつでもどこでも学べる環境を整備することは「知の循環型社会」に不可欠であり、その基盤となる図書館は、どの地域にいても一定水準以上の施設が利用できるように設置基準を設け、必要な財政的支援を行うべきであり、数値目標を設定することも一案。

図書館の司書等専門スタッフの計画的な養成と配置が重要。

**【「学び直し」の機会の充実】**

「学び直し」の機会として、高等学校、とりわけ定時制・通信制高校（課程）は重要な位置を占めており、これらの実態を教育振興基本計画に反映させることが必要。

**【教職員定数の措置等】**

教員の多忙化解消のため、教職員定数の改善が必要であり、教育振興基本計画に計画的な教職員定数の改善を明示すべき。

**【いじめ等の問題行動等に対する取組の充実】**

いじめ、暴力行為等の問題を学校だけで抱え込まないように外部の専門機関と緊密な連携を図ることができる体制を早急に構築すべき。

**【優秀な教育の養成・確保】**

養成・採用段階から抜本的な取組が必要であるが、人材確保法は引き続き堅持されなければならない。

**【教員免許更新制】**

教員免許更新制の実施に際しては、教員が子ども一人一人に向き合う時間が減少しないよう、学校現場や教員の実態に即した制度とすべきであり、指導不適切教員の人事管理と教員免許更新制は区別して運用されなければならない。

#### 【指導が不適切な教員に対する厳格な人事管理】

指導が不適切な教員については、このような者が生まれないように教員を支援する制度を充実させるべき。

#### 【特別支援教育の充実】

教職員の配置だけではなく、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などの専門職員の配置を拡大し、児童生徒の自立を支援すべき。

#### 【安全・安心で質の高い教育環境の整備】

安全・安心で質の高い教育環境を整備するためには、十分な財源確保が必要であり、各項目について教育振興基本計画の中に明確に位置づけ、計画的な導入、整備を図ることが必要。

#### 【奨学金の充実】

教育の機会均等の観点から育英奨学事業等を充実させることが望まれる。

政府は、自治体の財政力が教育環境の格差につながらないように、自治体に対する予算措置をするだけでなく、執行状況を厳重に監督すべき。

### 全日本教職員連盟

教育振興基本計画が机上の計画に終わらないよう、十分な予算措置が保障された上で適切に実施されるべき。

(重点的に取り組むべき事項)

#### 【学校・家庭・地域の連携協力の強化】

学校と地域の連携体制を構築することは重要であるが、学校運営協議会においては学校支援、学校改善の視点で運営が行われる必要があり、主体は学校、地域はサポート役であるべき。

#### 【有害情報対策の充実】

社会全体で情報モラルの指導を充実させる必要があり、メディア、マスコミ業界の自主規制をすべき。また、家庭での役割も非常に大きく、学校が情報モラルの指導状況を家庭に伝えるとともに、国や自治体は啓発資料の作成等の支援策を講じることが必要。

#### 【教職員定数の措置等】

学力保障においては、授業の質を向上させていくことが不可欠であり、国や地方自治体においても学校の実態に応じた教職員配置に努めるべき。

家庭の教育力が低下していることから、学校において、全ての教員がそれぞれの専門性を活かし、連携しつつ健康教育を推進できるような指導体制作りを図ることが重要。

学校現場における養護教諭及び栄養教諭の重要性はさらに高まってきており、両者の配置を促進すべき。

教員給与の充実は教育界に優秀な人材を確保する上で大変重要。

#### 【教育委員会及び学校の充実】

教育委員会は、制度の存続を前提とした上で同会の規模や役割等必要な改革を行うべき。

学校の組織運営において、主幹教諭や指導教諭が果たす役割は大きく、国は各都道府県が主幹教諭や指導教諭を積極的に任用できるように義務教育費国庫負担金において必要な予算措置を講じる等の支援を行うことが必要。

学校事務の共同実施組織に事務局長（仮称）を置くことができるように、学校教育法施行規則に明文化されるべき。

### 【特別支援教育の充実】

特別支援教育の理念が、学校現場で実際に機能するためにも十分な予算措置や人員配置の条件整備が推進されるべき。

### 【奨学金の充実】

優秀な生徒が経済的な理由により進学できない状況があるため、国公立・私立とも授業料を引き下げるとともに、奨学金制度の充実や生徒の能力が活かせるような仕組みが必要。

### 【学校施設の耐震化の推進】

公立学校施設の耐震化を推進するべき。

### 【教材費・学校図書費の充実】

教材費や学校図書費は、国庫負担として確実に予算を確保すべき。

## 社団法人日本図書館協会

### (重点的に取り組むべき事項)

図書館を、人々の生涯にわたる学習を支援する機能として位置づけ、教育振興基本計画の機軸とすべき。

公立図書館を生活圈域、おおむね中学校区に1図書館を配置すべき。

図書館資料の相互貸借の合理的な仕組み、経費負担の制度をつくるべき。

## 高等専門学校連合会

### (重点的に取り組むべき事項)

高等専門学校が果たすことのできる役割を明記するとともに、学校教育段階に言及する箇所について高等専門学校も含まれる場合には、高等専門学校を明示するか又は高等専門学校が読めるような書き振りとすべき。

### 【放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくり】

高等専門学校や大学等がオープンキャンパスや出前授業・実験によって子どもたちの科学やものづくりへの関心を広げる取組を支援することが必要。

### 【高等専門学校における地域貢献機能の強化】

産業界や地域社会との連携を強化し、地域の核としてものづくり技術力の継承・発展を担い、イノベーションの創出に貢献する人材養成機能を充実する取組を支援することが必要。

地域と連携した教育内容・教育方法の開発や、中小企業技術者の再教育への取組を支援することが必要。

## 全日本教職員組合

教育振興基本計画の策定にあたっては政府による教育内容不介入の原則に立つべき。

子どもと教育現場の実態に見合った教育条件整備については、具体的な施策が述べられなければならない。

地域間格差を是正する措置を盛り込むべき。

経済的事情によって就修学が困難になっている子どもへの対応が必要。

## 全国養護教諭連絡協議会

### (重点的に取り組むべき事項)

校内組織体制の充実や地域の関係機関等との連携体制づくりなど、いじめ

等の問題行動に対する取組の充実を図るべき。

養護教諭の複数配置の拡充など教育課題に対応するために必要な教職員定数を措置すべき。

養護教諭の初任者研修・経験者研修棟の現職研修の充実を図るための法整備など教員養成・研修の充実を図るべき。

学校内組織体制の整備など特別支援教育の充実を図るべき。

## **全国特別支援学校長会**

(基本的な考え方)

特別支援教育に関する理念を明記すべき。

(重点的に取り組むべき事項)

特別なニーズに対応した効果的な指導に資するため、学校、家庭、地域の連携と医療、福祉、労働等の関係機関の連携協力の強化が必要。また、企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大については、企業に対して特別支援教育についての理解を得る場を設けるとともに、障害のある人の雇用を働きかけることや産業界と積極的に連携して特別支援学校卒業後の就業支援を行うことが重要。

教育課題に対応するために必要な教職員定数の措置等の中に、特別支援学校における特別支援教育コーディネーターの配置のための定数措置が図られるように教育振興基本計画に明記するように検討すべき。

各都道府県における特別支援教育センターの設置及び充実を図るべき。

バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づき、教育機関の校内教室施設の表示の標準化を図るべき。

特別支援学校における修学奨励費の堅持及び私学助成の充実を図るべき。

## **財団法人全国高等学校体育連盟**

(重点的に取り組むべき事項)

「地域住民に身近なスポーツ環境の整備」に関する取組例として、地域住民が日常手軽に利用できる運動公園等の整備を明記すべき。

学習指導要領の中で運動部活動の位置づけを明確に示すとともに、運動部活動を含めた学校体育を振興することを教育振興基本計画に明記すべき。

## **社団法人日本経済団体連合会**

教育界の役割・責任などの明確化とその遂行が最重要課題。産業界も教育再生に積極的に協力するべき。

これまでの政府内での議論・決定を踏まえることが必要。

重要事項ならびに優先順位を定め、そのPDCAサイクルを確立すべき。

「社会全体で教育の向上に取り組む」と言う前に、「教育界（学校、教育行政）は、公教育の再生を図る上での第一義的責任を負う」ことを冒頭に明記すべき。

学校・教員の切磋琢磨を促すことが必要。

個性の伸張という基本コンセプトに対応する具体的施策が欠落している。伸びる子は伸ばし、理解に時間のかかる子には丁寧な指導を行い、能力や興味・関心を最大限伸ばすための施策を入れるべき。

国・教育委員会は、こうした現場の創意工夫を促すために、人事、予算、

学級編成・教育過程の編成などに関する学校（校長）、市区町村教育委員会への権限委譲を促進すべき。

教育予算の拡大については教育界がその質の向上や予算執行の効率化に最大限の努力を傾けることが大前提。

**【教育振興基本計画のねらい】**

「教育振興基本計画を策定するに当たっては、各分野において様々な主体によって行われている様々な活動にも十分に目を配り、それらが一層促進されるよう配慮することが求められる」とあるが、その意図がわかりにくい。

**【大学・高等専門学校・専修学校等における高度な専門職業人や実践的・創造的技術者の養成の充実】**

専門的職業人を養成するとあるが、専門的職業人という概念が不明確であり企業でどのような役割を担う人材であるか明示すべき。

**【学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善】**

比較検証可能な客観的指標を用いるなど学校評価システムの充実に向けて取り組む。また、評価結果などを参考に、教育の受け手が就学先の学校を選択するとともに、その選択結果を踏まえた予算配分を行うなど、学校運営や授業改善に向けた切磋琢磨を促進するための環境を整備することが必要。

**【教育課題に対応するために必要な教職員定数の措置等】**

教員が子どもと向き合う時間を確保することは非常に重要であるが、まず教職員定数の措置ありきということだけでなく、学校マネジメントの改善、行政機関からの調査の合理化など教員の負担軽減に向けた様々な取り組みを行うべき。

**【優れた教職員を確保するための優遇措置の維持及びメリハリのある給与体系の実現】**

教員の勤務実態のみならず、教員評価に基づくメリハリのある給与体系を実現すべき。

**【大学等の教育研究を安定的・継続的に支えるとともに、高度化を推進するための支援の充実】**

大学の基盤的経費の措置にあたり、教育、研究に対する評価を踏まえることが必要。

**【安全・安心で質の高い教育環境を実現する】**

設備投資による安全確保とともに、子どもたちの整理・整頓をはじめとする安全確保のための心構え・行動を育むことが重要。

## **日本私立短期大学協会**

教育振興基本計画は、国民全体から教育が大切と受け止められ、確実に実施されることが必要。

大学・短期大学が行う専門職業人養成の充実の必要性について明記すべき。

学士課程教育等の表現は、社会一般から短期大学士課程教育が含まれるとは理解されないため、短期大学士教育課程を明記すべき。

私立学校振興方策を確実に実現するため、数値的な目標を設定することについて検討すべき。

私立学校の振興策の充実に関する記述の位置付けについて検討すべき。

## 社団法人国立大学協会

知が爆発的に増大した現代社会に対応するため、教科の枠にとらわれずに教育内容を再構築することは必須。我が国における全ての段階における教育を世界水準に向上させるためにも、教育内容のいわは縦と横の連携について留意すべき。

2030年において高等教育への5兆円の投資を実現するという長期的な見通しのもとに、高等教育への明確な資金投入の目標額を設定すべき。

現在の高等教育に欠如しているのは教養教育の確立。

### 【民間からの資金の受け入れ促進等のための仕組みの充実】

教育振興に資する寄付の促進等について、研究面も含めた表現にすべき。

自治体から国立大学への寄付の制限を撤廃させることを明記すべき。

### 【大学等の教育研究を支える基盤を強化する】

国立大学付属病院に関し、高度先進的医療を提供していくためには特段の財政支援が必要であることから、基盤的経費の拡充とともに必要な財政措置を行うことを明確にすべき。

国立大学の施設・設備の整備に関し、数値的支援目標を教育振興基本計画に盛り込むべき。また、大型研究設備の整備や老朽化した教育・研究及び診療用設備の更新は不可欠である点についても言及すべき。

競争的資金の間接経費について教育振興基本計画に盛り込む。

### 【道徳教育の充実】

道徳教育の表記を「徳育教育」とし、「生命・健康教育を促進させる～生命、性、健康等に対する理解させるための教育を推進する。」を加えるべき。

### 【伝統・文化に関する教育の充実】

我が国だけではなく、「世界の多様な伝統・文化との共生」の理念を加えるべき。

### 【教員免許更新制の円滑の実施】

教員免許更新制の円滑な実施」は、「予算措置を含め、その円滑な実施に努める」に改めるべき。

### 【社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する】

学生の多様化を前提として、「学生支援の充実」を加えるべき。

### 【大学院教育の組織的展開の強化】

記述が抽象的。「前期課程や専門職大学院の教育の実質化について組織的保証」を加えるべき。

### 【留学生交流の推進】

外国人留学生に対する支援として、住環境の確保、特に、民間アパートの利用が困難な短期留学生の住環境の確保についても言及すべき。

### 【地域における国公立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組を支援する】

大学間連携のみではなく、社会教育機関等との連携強化にも言及すべき。



## 書面によるご意見

### 全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員長協議会

今後、取り組むべき具体的な方策を含めた教育振興基本計画の全体像を示した上で、再度、意見表明の機会を設けることが必要。

教育振興基本計画の策定にあたっては、学校などの現場の実態を十分踏まえたものとするとともに、地方分権の趣旨に沿った、地方の自主性・自立性の尊重及び国と地方の適切な役割分担並びにそれに必要な財源保障をその基本的視点に捉えられたい。

(基本的な考え方)

#### 【我が国教育の成果と現状の課題】

子どもたちの勤労観・職業観の希薄化はわが国の持続的な発展にとって大きな問題であり、現状や課題の中に記載することが必要。

外国人の子どもが年々増加していることから、母語の多様化への対応や日本語指導の充実など、一部の地域では学校教育の大きな課題となっていることも併せて明記することが必要。

#### 【教育の使命】

自立して生涯を切り拓いていく力とともに、自然や人、社会などの環境と調和しながら、共に生きていく力を身につけさせることを明記することが必要。

#### 【今後求められる教育施策の基本的方向】

理念的・一般論的な記述に留まらず、「国は今後10年間に何をどのようにしていくのか」という強い意思や方針を地方分権の視点も踏まえて明確に示すことが必要。

#### 【今後の教育施策の目指すべき基本的方向】

知識基盤社会において求められる変化に対応する能力として、「生きる力」を育成することが大切であることをより明確になる形で記載すべき。

基本的な考え方の中で優秀な教員を養成・確保すること、子どもと向き合う時間を確保することについて触れるべき。特に、教育を最前線で支える教員の確保は最重要課題。

#### 【社会全体で教育の向上に取り組む】

企業の役割を明記するべき。

【個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる】及び【教養の厚みを備えた知性あふれる人間を養成し、社会の発展を支える】

校種間の接続の問題について触れられることが望まれる。特に、高等学校での教育内容は、大学での教育内容についての検討を踏まえつつ、高校生にとって最低限必要な知識・技能と教養とは何かとの観点から検討することが必要。

【個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる】

「豊かな心と健やかな体の育成」は、「規範意識の向上」や「健康的な生活習慣の形成」、「いじめ・不登校」、「体育」、「食育」等、非常に重要な問題の解釈につながるものであるため、一括りにするのではなく、更に丁寧な記述が必要。

(重点的に取り組むべき事項)

【企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大】

企業等の役割とそれに対する政府の取組を明らかにしたことの意義は大きい。タイトルや前文においても「学校・家庭・地域・企業等の連携協力」とすることが適切。

【コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設置促進】

コミュニティー・スクール(学校運営協議会制度)については、保護者の持つ権限や地域住民を代表する委員の選考など、制度的に検証すべき課題が多く、現時点で本制度の設置促進を盛り込むべきではない。

【放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくり】

放課後や週末等の子どもたちの活動の場づくりに関する文部科学省と厚生労働省の事業は、財源を含めて地方へ移譲する方向を打ち出すべき。なお、子どもたちの遊びや体験の場は、地域の実情に応じた仕組みづくりが必要。

【青少年を有害環境から守るための取組の充実】

ネットワークやコンテンツの提供側(企業等)との連携協力体制とともに企業責任の明確化や法的規制の検討も含めて言及すべき。

【企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大】

地域の連帯感の希薄化などの状況から従業員がPTAなどの地域活動に参加しやすい環境づくりだけでなく、職場での家庭教育に関する学習機会の実施などの家庭教育支援への関わりが期待されているため、「学校や地域での教育活動に対する支援」を「学校や家庭、地域での教育活動に対する支援」に改めるべき。

幼児期の教育、家庭教育力の回復等の緊急性・重要性に鑑み、労働者が家庭教育や学校教育に主体的に取り組むことのできる雇用環境整備について、労働行政と連携して法制面からの検討を言及すべき。また、企業の営利追求活動により教育環境を悪化させている部分の存在にも触れ、企業が社会的・教育的責任を含めて活動することの必要性について言及すべき。

【家庭の教育力を向上させる】

乳幼児期からの家庭教育の重要性について社会全体に再認識させることや家庭の教育力を高めるための支援により保護者自身の意識や社会性、モラルの向上等を図ることが必要であり、社会全体からの強力なバックアップが求められる旨を強調するべき。

【子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の充実】

家庭教育の自主性を尊重しつつも、国としてどのように取り組んでいくのか明記すべき。

【幼稚園等を活用した子育て支援の充実】

子育て支援に携わる者の専門的な知識や技能を向上させるための研修を実施する旨を明記するべき。

【地域の人材や民間の力も活用したキャリア教育・産業教育、ものづくりなど実践的教育の充実】

キャリア教育とは、子どもたち一人一人の勤労観、職業観を育てる教育であることから、「子どもたちの勤労観や社会性を養い、」を「子どもたちの勤労観・職業観や社会性を養い、」に改めるべき。

【いつでもどこでも学べる環境をつくる】

本計画は、文化・芸術、他省庁所管の子育て支援など広範な分野を対象とすべき。また、社会教育施設の機能充実にしても、図書館、博物館、公民館に限定せず、スポーツ関係施設や美術館、文化施設、情報センター等にも言及することが必要。

ICTの活用を含む多様な学習・文化活動の機会の総合的な提供を行う。また活動の中核となる個人・団体の育成を支援する旨を追記すべき。

【地域の課題解決、住民の学習活動、個人の自律を支援する図書館・博物館の機能の充実】

図書館や博物館の質量両面における充実が図られるべき。

【「学び直し」の機会の充実と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり】

働きながら学ぶための時間確保などの環境づくりや個人の生きがいや自己実現を目的とする学習や研究活動の機会についても充実を図ることなどを追記すべき。

【個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として、社会の一員として生きる基盤を育てる】

「生きる力」が10年に一度とされる学習指導要領において変わらず重視されるなら、5年計画の基本計画でも明示されるべき。

【知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する】

～ の方向が教育現場の個々の教師に必要感や必然性などをもって真に理解され、共通認識となっていくことが重要であり、実効性ある取組となることを期待。

少人数や習熟度別授業、ネイティブ・スピーカーによる外国語指導が可能となるよう、必要な教員を配置するなどの条件整備が必要。

【学習指導要領の改訂と着実な実施】

「その運用について常に見直しを行う。」を「必要に応じて見直す」など適切な表現に修正すべき。

【総合的な学力向上策の実施】

各学校段階における外国語指導助手の拡大を追記すべき。

【全国学力・学習状況調査の継続実施とその結果を活用した学校改善への支援】

全国学力・学習状況調査は、実施状況や成果等を踏まえ、必要な改善・見直しを行いつつ実施するべき。また、学力調査結果の分析・検証、課題がみられる学校の改善等については、体制や方法を含め、市町村を中心とする地方（設置者）の自主的取組を最大限に尊重すべき。

【規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる】

「規範～つくる」に示された項目について、すべて学校教育にゆだねることは学校の多忙化を招くことになりかねない。内容や時間配分にはバランスが重要であり、それぞれの教育を充実させるためには、地域や外部人材との連携のための支援措置を講じることが必要。

人権感覚を磨き、実際の行動に結びつく実践力や行動力を育成する人権教育を推進することが必要。

【伝統・文化に関する教育の充実】

「我が国や郷土の伝統・文化を受け止め」を「我が国や郷土の伝統・文化を尊重し」に改めるべき。

「学力の確立」とは別に、日本の地理や歴史教育の充実を謳うべき。

**【職業観・勤労観や知識・技能をはぐくむ教育（キャリア教育・職業教育）の充実】**

中学校での職場体験などについては、受け入れ先としての中小企業や個人事業所に対する関係省庁との連携による支援策等についてもふれることが必要。

**【体験活動・読書活動等の充実】**

読書活動の充実を図るためには家庭の役割が大きいことから、「学校、家庭、地域を通じた読書活動の一層の充実を図る」ことを追記すべき。

「命を大切に作る心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てる」を「命を大切に作る心や他者を思いやる優しさ、感動する心、社会性、規範意識、未知なるものへの探究心などを育てる」と改めるべき。

**【子どもの体力向上に向けた総合的な方策の充実】**

「運動部活動を始めとする学校体育や地域におけるスポーツ活動を振興する」を、「運動部活動を含む学校体育を充実させるとともに、地域におけるスポーツ活動を振興する」に改めるべき。

子どもの体力向上は、地域におけるスポーツクラブや家庭などでも一体となって進めるべきものであることを明記すべき。

部活動について、学校教育への明確な位置付けを検討することが必要。

校庭の芝生化については、維持管理のための継続的な財政支援が必要。

**【食育の推進、地域の医療機関等との連携による心身の健康づくり】**

「栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による」を「栄養教諭を中核に、学校の教育活動全体を通して食に関する指導の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携による」に改めるべき。

食育だけでなく、子どもの生活習慣改善などの健康教育への取組について追加することが必要。

**【優れた教員を確保するための優遇措置の維持及びメリハリある給与体系の実現】**

部活動の位置づけを明確にし、教職員に適切な手当が支払われるようにすることが必要。

**【教育課題に対応するために必要な教職員定数の措置等】**

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用は、教職員の負担軽減という観点に留まらず、非常に有効。「地域住民が事務等について学校を支援する取組を支援する」については、直接学校の事務を行うような誤解を生じるため「学校運営を支援する」に改めるべき。

**【教員免許更新制の円滑な実施】**

制度そのものに対する継続的な評価・検証が必要。

**【教育委員会の責任体制の明確化及び体制の充実】**

地方分権の下、各教育委員会は自らの責任と裁量において地方教育行政を運営し、地域住民への説明責任を果たすべきであり、国の関与は研修と情報提供にとどめるべき。

**【新しい職の設置等による学校の組織運営の改善】**

各教育委員会は、自らの責任の下に学校運営の改善を進めていくべきであり、国は各教育委員会の取組を促し、必要な教職員定数の措置を行うことが必要。

**【学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善】**

各学校は自ら地域住民への説明責任を果たすために努力すべきであり、各教育委員会はそのための環境整備を行うべき。国の関与は、学校評価システムの研究や情報提供による支援にとどめるべき。

**【認定こども園の活用促進】**

活用促進のインセンティブになるような手法を講じる必要がある。

**【幼児教育全体の質の向上】**

幼稚園、保育所の区別なく、「就学前教育」として充実した保育及び教育が受けられるような体制を構築することが必要。

**【特別なニーズに対応した教育を充実する】**

冒頭の「幼稚園、・・・知識技能を授ける」は、「障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行う特別支援教育を充実する」に改めるべき。

特別支援教育と外国人児童生徒等の教育の充実が並記されているが、「あわせて、外国人児童生徒など、特別なニーズを有する者に対応した教育への支援を充実する。」を削除し、項目を別に立てて記載すべき。

**【特別支援教育の充実】**

「就職率の改善のための取組への支援を充実する」を「就職率の改善へ向けた取組への支援を充実する」とし、また、「交流及び共同学習等の一層の充実を促す」を「交流及び共同学習等を一層充実する」に改めるべき。

「一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うための」を「一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を行うための」に改めるべき。

特別支援学校については、地域の特別支援教育のセンターとしての機能の充実についても記載するべき。

**【外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育の充実】**

外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育は、「(7)外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育を充実する」として項目を立てるべき。

外国人児童生徒等の指導にあたる教員定数の増員も必要。また、外国人を雇用している企業に対し、子どもの就学促進の取組を強く要請することが必要。

外国人児童生徒の問題は、関係省庁との連携や雇用者である企業への支援要請などを加えるべき。

**【高等学校と大学との接続の円滑化】**

大学入試の改善が必要である点を強調すべき。

**【学校施設等の耐震化や施設環境の改善・充実】**

「学習内容・方法」を「教育内容・方法」とすべき。

老朽施設の解消、バリアフリー化などの施設環境の改善・充実の観点の中に、少子化に対応した学校の再編・整備に伴う改築・解体も含めるべき。

**【質の高い教育を支える環境を整備する】**

教育環境が一人一人の生徒に向き合うことのできる質の高い教育の実現を目指すのであれば、少人数編成などの教育環境の人的側面にも言及することが必要。

**【教材の整備充実】**

教材が何を指すかが不明瞭。

**【学校の情報化の充実】**

教育の機会均等の理念から、インフラの整備は国として責任を持って行うこと及び環境整備に伴う財源確保について明記すべき。

校内においてICT活用授業等をサポートする支援員などの実習助手的な人的支援が学校の情報化には必須。

#### 【教育に関する研究成果等の蓄積・活用】

質の高い教育を支える環境整備のための研究に言及するだけでなくその重要性も明示すべき。

### 全国都市教育長協議会

#### (基本的な考え方)

4つの基本的方向を施策として実現するためには、児童生徒・保護者・地域住民に対する国・都道府県・市町村それぞれの責務を明確にし、教職員人事権などの権限委譲や教育関係予算の抜本的な見直しと充実、要綱等による義務付けの一層の緩和など、的確な措置が必要不可欠。

新たな価値を重視する方向への転換の記述については、やや抽象的。

#### (重点的に取り組むべき事項)

##### 【コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設置促進】

地域の実態に即した支援をしていくことが大切。

##### 【放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくり】

地域の状況を十分考慮した上で、地域の教育資源を十分に活用し、学習活動や様々な体験・交流活動を実施していくことが必要。その際、実際の運用方法、指導者確保、管理責任等の問題については、学校や地域の実態に即した柔軟な行政の支援が肝要。

放課後児童対策としては、関係省庁と広い視野からの検討を願う。

##### 【青少年を有害環境から守るための取組の充実】

関係省庁が連携して社会の有害環境から子どもたちを守るための法令等の整備や規制をかけていくことが必要。

##### 【家庭の教育力の向上】

目指す教育力の定義をもっと明確にすべき。

幼稚園等を活用した親子一体型の子育て支援の充実を図ることが大切。

##### 【地域の人材や民間の力も活用したキャリア教育・職業教育、ものづくりなど実践的教育の充実】

具体的な支援策の充実が求められる。

##### 【いつでもどこでも学べる環境をつくる】

生涯学習の拠点となる諸施設の機能充実について、生涯学習のリーダー育成と人材配置が可能となる財政措置についても検討することが必要。

##### 【学習指導要領の改訂と着実な実施】

学習指導要領と「生きる力」の理念が広く国民に理解され浸透するように、教育振興基本計画に具体的に位置付け、積極的に情報発信するなど必要な措置を講じることが必要。

##### 【教科書の質・量の一層の充実】

子どもたちが単に基礎的・基本的な知識・技能を習得するだけでなく、その活用及び探究的な学習ができる内容にし、思考力・判断力・表現力等の育成が図れるように、教科書の質と量の一層の充実策が早急に求められる。

##### 【規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる】

体験活動・読書活動等の充実、いじめ等の問題行動等に対する取組の充実、子どもの体力向上や食育の推進等については、各地域で現在実施されている様々な事業を支援する枠組みで考えることが大切。

【優秀な教員を養成・確保するとともに、一人一人の子どもに教員が向き合える環境をつくる】

人材確保法の優遇措置の維持、メリハリのある給与体系の実現及び教職員定数の改善を図ることは重要であり、積極的に推進することが必要。

教員免許更新制度と教員養成及び現職研修制度、そして人事管理制度を一体的に整備されていくよう、実施に当たっての具体的内容を十分検討することが必要。

【教育委員会の活動の充実を促進するとともに、学校の組織運営体制を確立し、学校教育を充実させる】

副校長などの新たな職の設置、外部評価を取り入れた学校評価の実施、学校運営の改善、コミュニティ・スクールの設置促進等の実施に当たっては、財政基盤や地域性等をもとに各自治体が前向きに取り組むことができるように、国・都道府県・市町村の連携を十分図っていただきたい。特に、新たな職の設置については、教員の負担増に繋がらないように定数増の措置が必要。

【特別なニーズに対応した教育を充実する】

教員の育成及び確保も含めて更なる予算措置の検討が望まれる。

【教養の厚みを備えた知性あふれる人間を養成し、社会の発展を支える】

大学における教育の在り方を見直すことが非常に重要。大学の国際化の推進、更なる教育課程の質の向上が望まれる。また、小中学校等での優秀な教員の育成・確保と同様に、優秀な研究者の育成を行う環境づくりが重要。

【学校施設の耐震化や施設環境の改善・充実】

学校の耐震化や老朽化対策等については、災害時の地域住民の避難所にもなることから、国からの積極的な財政支援を強く要望。また、全国の公立学校の約9割が避難所に指定されていることや耐震化率の全国平均が60%弱という現状を踏まえ、計画的な耐震化及び老朽化対策の推進が必要。

【教育に関する研究成果等の蓄積・活用】

学校運営の参考資料とするために、全国の研究所等のデータをインターネットで簡単に検索・活用できるシステムの構築が必要。

【私学助成の充実】【奨学金事業等の充実】

私立学校に対する助成金や教育費負担軽減のための奨学金等について、国の財政支援を期待。

## 全国町村教育長会

「教育の充実」という文言は何をやりたいのか明確ではなく、文部科学省の意気込みが感じられない。具体的な施策を示し、5年間でどんなレベルにし、10年でどの程度の目標を達成すると示した方が、国民に分かりやすく、また財務省との予算交渉にもよい影響がでる。

教育のあらゆる面で都市部と地方では格差が拡大していることを十分認識し、地方に配慮した表現を加え、計画を策定することが必要。

教育振興基本計画とともに、それを実現するための「基本振興財政計画」が策定されなければ計画が絵に描いた餅になる。

【我が国の教育の成果と課題】

我が国の教育の成果の論述が少なく感じる。

現状の課題には、一般的な課題が並んでいるだけであり、地方の市区町村が抱える問題が全く記述されていない。市区町村の財政的な窮状に触れずに済ますのは、本基本計画が実効性のあるものとして機能するか疑問である。

現状における市区町村の耐震化工事の完了している割合、地方交付税措置されている教材費の予算措置率を「重点的に取り組むべき事項」にある事項の現状を入れるべき。

#### 【「教育立国」の必要性】

新しい時代を切り拓く人間像を示し、今こそ「教育立国」を宣言するという記述は、国民の意識啓発に有効であるが、「生きる力」と同様抽象性が高い。OECDのDeSeCoが示している国際標準の学力（相互作用的に道具を用いる 異質な集団で交流する 自律的に活動する）のようなモデルが示せるとよい。

#### 【今後10年間に予想される社会の変化】

10年後、日本の経済的繁栄を持続するにはそれを補う外国人労働力の導入は必至。キー・コンピテンシーとして「異質な集団で交流する」ことの重要性を記述した方がよい。

『知的・文化的価値に基づく「ソフト・パワー」が国際的に一層重要な役割を果たす』とあるが、「ハード・パワー」なくして現実の国際政治は語れない。軍事力・経済力による「ハード・パワー」を記述しておくべき。

（重点的に取り組むべき事項）

#### 【コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置促進】

コミュニティスクールの設置は、多くの市区町村に設置することが望ましいが、現状では、特に小規模自治体においては、人的にまた財政的にみて不可能。

#### 【全国学力・学習状況調査の継続実施とその結果を活用した学校改善への支援】

今後の教育行政の参考として全国学力調査を分析することは当然必要であるが、毎年実施することを考えれば、学校が分析するのが本来の姿であり、文部科学省は、学校に向けて、どのように分析すると実態が分かるか方法論を明確に示すべき。

確かな学力の育成では、全国学力調査において、基礎的基本的問題 A、活用問題 B をどの程度伸ばすのか示してはどうか。

全国学力調査において、課題が見られる学校には改善に向けた支援は必要であろうが、一定水準以上の教育レベルを達成した学校など努力して成果を上げている学校にこそ、課題のある学校以上に予算的・人的措置を行うべき。

#### 【職業観・勤労観や知識・技能をはぐくむ教育（キャリア教育・職業教育）の充実】

職場体験活動を長期に渡り実施するには、それをコーディネートする機関が必要であるが、小さな市区町村では人も限られており相当の困難が伴う。

#### 【いじめ等の問題行動等に対する取組の充実】

スクールポリス、防犯カメラの設置等考える時期に来ているのではないか。

運動部活動は、今後の10年間を見越すと市区町村単位での範囲で運動部活動を考えないと活動にならない状況であり、「地域総合型スポーツクラブ」の育成との関連で記述した方がよい。

食育の推進のため、栄養教諭を全市区町村に配置する旨記述すべき。また、



栄養教諭の資質向上策も必要。

【教育委員会の責任体制の明確化及び体制の充実】

町村の教育委員会では、指導主事が配置されていないところも多い。教育委員会に配慮し、学校を支援する教育委員会の力量を高めることが必要。

【教育課題に対応するために必要な教職員定数の措置等】

教職員定数の措置を盛り込むことは大変重要だが、人事権の市区町村への移譲の流れを踏まえれば、市区町村に権限をもたせる新たな方法を検討することが必要。

【教員養成・研修の充実】

初任者研修も重要な研修の一つになると考えるが、初任者は2年から3年かけて理論と実践を通して育成した方がよい。今後団塊の世代の退職を受け、多くの教員を採用していくことを考えると、初任者研修の制度も見直すことが必要。

【新しい職の設置等による学校組織運営の改善】

副校長、主幹教諭等の新しい職をどの程度配置するかを数値で示してほしい。また、機械的にどの学校にも配置するのではなく、学校規模や学校の課題を解決するためなどの学校のおかれている状況によって配置することが必要。

新しい職の配置に当たっては、市区町村が校長に意向を聴取し、取りまとめ、都道府県教育委員会に要望し、都道府県教育委員会がそれを尊重して広域的に調整して配置するような制度を構築することが必要。

新しい職は、処遇に反映させることが必要。

【学校施設の耐震化や施設環境の改善・充実】

国において公立学校施設整備に関する適切な財政支援を行う仕組みが極めて重要。

教室不足を解消するための新增築事業などの整備を推進し、国において公立学校施設の整備を確実に支援することが必要。

公立学校施設についての計画的な耐震化の推進が必要。

公立学校施設の老朽化対策が必要。

学習内容・方法の変化への対応、バリアフリー化、環境を考慮した施設整備、防犯対策等、施設環境の質的向上を図ることも必要。

【学校図書館の整備充実】【学校の情報化の充実】

学校図書館、コンピュータの整備は、地方交付税措置されているが、財政力のない市区町村では十分な予算措置ができないため、国庫補助金として予算措置すべき。

司書教諭について定数外にするか、または、司書教諭の職務を軽減するための教員の措置が必要。

【教材の整備充実】

学校では、国内・国際情勢の変化によってそれに対応した社会科の教材や理科の授業において児童生徒が知識を活用して「相互作用的に道具を用いる」こともできないので教材の計画的な整備ができるよう国庫補助が必要。

【奨学金事業等の充実】

奨学金事業を一層充実するべき。

(基本的な考え方)

教育基本法が新たに定める目的、目標、前文からの理念を広く浸透させることが必要。全体的には教育理念の教育振興基本計画への反映が希薄であり、教育基本法の理念を教育振興基本計画に充分反映させてほしい。

(重点的に取り組むべき事項)

学校教育に関し、ハード面の整備はもちろん大切であるが子どもたちの心の情操や志を育むソフト面の充実を期待する。

【学校・家庭・地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる。】

具体的な仕組みとしてPTAからcommunityを加えたPTCA組織へと移行する。

【放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくり】

地域住民の参画を得て、郷土愛や地域愛を育む「寺子屋教育」の実践を推進する。

【企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大】

企業が学校や地域での教育活動に積極的に参画するだけでなく、子どもたちの地域に対するボランティア活動への参加を企業が推進し、行政だけに頼らない国民自身が社会保障の一翼を担うコミュニティづくりを導入する。

【家庭の教育力を向上させる】

日本古来の歴史や伝統の中から培われた「倫理・道徳」を養う為の「情操教育」を推進する。

【子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の充実】

親の情操を育み、子どもと対峙する為の「親学」の推進を学校や地域を挙げて推進する。

【道徳教育の充実】

社会の一員として必要な精神を養う為、「道徳教育」の充実は重要であり、東西を問わず社会に貢献した人物の伝記の中から倫理・道徳を学ぶ「修身の教科書」や「偉人伝の教科書」を学校教育の教材として取り入れる。

【伝統・文化に関する教育の充実】

日本の起源である「日本神話」や、礼儀作法や美德を習得する為に「武道」や「華道」などの「道」を教育に取り入れる。また、修学旅行などにおいても日本の寺社や伝統芸能の観賞などを積極的に取り入れる。

【教員免許更新制の円滑な実施】

教員職員免許法の免許状の有効期間の10年は長すぎる。

【幼児期における教育を充実する】

幼児期においては特に情操教育の充実を図る事が大切である為、幼稚園と保育所との連携のみならず、家庭との連携を強化する仕組みづくりが必要。

## 社団法人全国幼児教育研究協会

(基本的な考え方)

【計画策定に当たっての基本的な考え方】

幼児教育について今後、行財政上配慮されるようお願いしたい。

【今後求められる教育施策の基本的方向】

学校・家庭・地域が一体となって、社会全体で教育の向上を目指すという考え方は、学校中心の教育という一般社会の認識を変える上で、一層広報・

周知が必要。「国、地方公共団体の長、教育委員会による支援」とあるが、各地域の住民や諸団体等との連携などについても触れることが必要。

(重点的に取り組むべき事項)

**【企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大】**

勤務条件への配慮を明記していることは大変重要だが、企業が社会的責任として社員の子育てを支援する姿勢を示し、職場環境の改善を図るように要請することを明記すべき。

**【家庭の教育力を向上させる】**

今後は、保護者が主体的に学習し、自分の力で実現していくことを支援する方策が必要であり、先輩の保護者が各地域で子育て中の保護者を支えるネットワークづくりなど支援の力点を変えていくことが必要。

「中・高生の育児体験」の充実を加筆していただきたい。中・高生の育児体験は自分の大切さ、子育ての楽しさ、親への感謝の気持ちなど味わうことができ、少子化対策としても有効。

**【優秀な教員を養成・確保するとともに、一人一人の子どもに教員が向き合える環境をつくる】**

教員（保育士）は高度の専門的知見と実践力が必要であり、幼児教育については特記すべき。

事務の合理化を図るとともに地域住民や外部人材の活用を事務の支援に限定せず環境整備や教育活動支援などへ幅広の連携をあげるべき。

**【幼児期における教育を充実する】**

今後10年間の教育の方向性の重点として、まず、「豊かな心と健やかな体をつくる」をあげるべきであり、特に、幼稚園における積極的な取り組みが不可欠。

認定こども園は、地域の実情に応じた活用が図られることが望ましい。

## 日本学校体育研究連合会

(基本的な考え方)

「計画策定に当たっての基本的考え方」及び2.「今後求められる教育施策の基本的方向」については、大いに賛同し、全国の教育・学校体育関係者との連携・協力の下、積極的推進に努め、責任を果す考えである。

(重点的に取り組むべき事項)

**【地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の充実】**

この事項は、特に、義務教育段階の学校の教育活動との関連が強く、体育・スポーツの教育にとっても重要な視点。この項でこそ人格形成と学校教育システムの土台としての義務教育充実の重要性を強調し、今後、「重点的に取り組む施策」の核とすべき。

**【コミュニティー・スクール（学校運営協議会制度）の設置促進】【放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくり】**

「コミュニティースクールの設置」、「放課後や週末の子どもたちの体験・交流の場づくり」は、幼児教育を含め、義務教育段階の学校との関連を図って推進されてこそ意義・効果が期待される施策。

**【放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくり】**

「放課後子どもプラン」は推進途上にあり、地域ぐるみの学校支援の重要な施策となるが、都道府県や区市町村の首長部局や教育委員会レベルにおい

ては、一部ではあるが、担当部局が不明確、趣旨内容が十分地域住民に周知されていない、推進体制が未整備、国が示達する趣旨と異なる目的に予算が回されるとの風評も聞こえる。規制緩和の方向、地方の時代と言われる社会情勢ではあるが、予算執行や金銭の流れについて、国の趣旨が徹底されるよう指導性を強化すべき。

#### 【企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大】

例えば、企業が従業員に対し、学校の授業参観日や、行事の際には、積極的に参画できるよう、労務上の配慮を行うことを行政が働き掛けるなどの支援を願いたい。具体的で実行の状況が確認し易い施策を工夫し推進すべき。

#### 【家庭の教育力を向上させる】

P T A 活動を通して子育てに関する学習機会の提供や、情報交換や交流などの社会参画の機会となるよう教育界における P T A の社会的位置の一層の高揚について格段に配慮すべき。

#### 【地域住民に身近なスポーツ環境の整備】

地域における総合的なスポーツの場の整備が、学校施設の有効活用や、教員の地域スポーツの指導者としての参画、地域のスポーツ指導者の学校体育授業への町の先生としての支援を生み出すよう、行政の方向性を明確に示すべき。

ボランティアとしての指導者の活動が、広く普及し、永く続けられるよう、ある程度の報奨手当が支給できる予算措置を検討すべき。

部活動の外部指導者の確保・拡充の課題であるが、部活動を地域で支える発想への転換とも連動する学社連携上の大きな課題であり、前向きに検討すべき。

#### 【個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として社会の一員として生きる基盤を育てる】

「体験の重視」は、今回の「中教審答申」の中で重く・広い概念として重要な意味を成す文言と思われるが、なぜ読書とのみ・(中黒)でつながれるのか疑問であり、整理が必要。特に、幼・小・中学校の基礎教育段階では、活動と思考、心と体が一体となって作用する「体験」を通して学ぶことが、心身の成長上大切であり、心身は一元であることに留意すべき。

#### 【子どもの体力向上に向けた総合的な方策の充実】

外部指導者の活用を学校体育に限らず、部活動においても、導入されるよう推進すべき。

学校の校庭芝生化は、芝生の養生作業が課題であり、養生の器具・用具、倉庫等の設置、芝生の品種改良に対する予算措置について配慮すべき。

#### 【食育の推進、地域の医療期間等との連携による心身の健康づくり】

健康の維持向上にとって重要な要素は、運動、休養・睡眠・栄養であり、これらの推進のため、学校体育の推進校をはじめ、部活動、武道指導、芝生の学校、食育などの「指定校制度」を設置すべき。

#### 【優れた教員を確保するための優遇措置の維持及びメリハリのある給与体系の実現】

優秀な教員の確保については、教員の勤務実績に応じた処遇を一層メリハリを付け、木目細かく配慮できるシステムを検討すべき。その一環として、例えば「授業マイスター制度」などの教員の「授業力」を適切に審査し、顕彰する制度を立ち上げてはいかかがか。

### 【教員養成・研修の充実】

実践的な指導力を身につけて、養成機関を卒業できるよう、養成のカリキュラムや、単位認定の厳正化、指導スタッフの整備のあり方について新たな基準を設けられたい。

研究機関と学校現場との交流・活性化を図るため、養成機関のスタッフに現職経験のある人材を積極的に採用したり、現職教員が専修免許状を取得する機会を広げる制度の一層の拡大を図られたい。

## 全国学校安全教育研究会

(基本的な考え方)

### 【安全・安心で質の高い教育環境を整備する】

子どもたちにとっての質の高い教育施設の整備は、欠くことのできない重要な事項。

子どもたちは、家庭や学校だけで生活しているわけではないので、子どもの安全・安心な教育環境を作るという視点では、地域や関係団体等の協力を得ながら繁華街や住宅地など様々な環境条件に応じた環境整備や治安対策なども必要。

「生活安全」「交通安全」「災害安全」など、子どもたちにとっての安全な環境は、誰にとっても安全な環境であり、引き続き力を入れるべき。

(重点的に取り組むべき事項)

### 【規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる】

「地域ぐるみの安全教育の充実」を追記すべき。

専門家や関係機関の協力を得て学校・家庭・地域社会が連携・協力して、「生活安全」「交通安全」「災害安全」にかかわる安全教育を充実する。

優れた取り組みの普及や地域の指定など、地域ぐるみの取り組みを支援する。

幼児・児童及び生徒の教育の充実にとどまらず、指導に関わる教員や管理職等の研修機会の充実を図る。

### 【学校施設の耐震化や施設環境の改善・充実】

学校施設の耐震化だけではなく、施設環境の改善・充実は大切。災害時における食糧などの備蓄の面などからも、学校施設の有効活用が求められる。学校給食におけるアルファ米の計画的な備蓄・使用など(8月、9月、1月など、防災にかかわる月に1回程度実施)も可能な一例。また、避難所の運営においては、学校・地域・行政機関のそれぞれの責任に応じた適切な避難所運営が行われるよう避難所運営体制の整備や見直し改善も必要。

### 【地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保】

安全教育の取組への支援をすべき。

安全教育の充実は、総合的な学力の向上を支える基盤となるものの1つ。

## 指定都市教育委員・教育長協議会

(基本的な考え方)

教育振興基本計画については、地域の実情に応じた対応が可能な内容とするとともに、計画の達成のための適切な財政措置や人員確保を伴う実効性のある計画とすべき。

基本的な考え方に関し、各都市から「欧米先進諸国のシステムを踏まえつつ、日本の伝統ある学校教育のよさを維持していくことが必要」、「子どもを

取り巻く家庭教育の健全化、地域環境の整備について教育振興基本計画の重点として言及すべき」、「国と地方の役割分担の考え方を示すべき」との意見、及び具体的取組の例示として「学校適性配置（学校規模の適正化）」について記載すべき」との意見がある。

(重点的に取り組むべき事項)

取り組む事業については、各項目に「新規事業」「拡充事業」等を記載するとともに、国で実施している現行の施策・事業名について併せて記載すれば理解しやすい。併せて、現行の施策に関する評価に関する記載も必要。

【全国学力・学習状況調査の継続実施とその結果を活用した学校改善への支援】

小学校の学力・学習状況調査について、学校改善の支援のためには今後の実施教科を社会・理科等他教科へ拡大することが必要。

【体験活動・読書活動等の充実】

授業時数の確保など現実的な対応に各学校が苦慮している現状があり、教育課程上の位置付けや実施体制などについても言及することが必要。

【教育課題に対応するために必要な教職員定数の措置等】

「地域住民が事務等について学校を支援する」とあるが、実際にどのような「事務」を「地域住民」に委ねることを想定しているのか不明確。今後の検討に際しては、学校の事務が一定の統一的な基準の下に行われるべきであることや、個人情報取り扱いなどセンシティブな部分を含む学校事務の実態も十分に踏まえるべき。

【地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保】

「お互いができる範囲で取り組む」という世論の形成に資するため、「地域のボランティア」に加え、「保護者」あるいは「家庭」という文言を明記すべき。

【質の高い教育を支える環境を整備する】

新たに「学校適正配置」（学校規模の適正化）の項目を追加すべき。

【学校の情報化の充実】

教育内容に関わる「ICTの教育への活用」と、主に事務改善等に関わる「校務の情報化」は区別するべきものであるため、このような連続させた表記は避けるべき。

## 中核市教育長連絡会

計画の策定にあたっては、推進する施策事業やスケジュールを明確に示すことが必要。

(基本的な考え方)

【我が国教育の成果と現状の課題について】

我が国教育の成果と課題を、より具体的に検証した上で、今後の方向性を示すことが必要。

【「教育立国」の必要性】

先進諸国以上に投資を増大することについて述べる必要がある。

【教育振興基本計画のねらい】

国が教育振興基本計画を策定し、一貫した方向性を示すことは、より一層、課題に対する総合的・体系的なアプローチが可能となり、地方の創意工夫による特色ある教育の充実が展開できる。また、教育振興基本計画を示すことにより、市町村教育委員会や学校はもとより、保護者や地域住民、企業な

ど、それぞれの実施主体がその役割を自覚するとともに、互いの連携・協力を期待。

(重点的に取り組むべき事項)

【地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の充実】

地域ぐるみで学校を支援するには、学校やそこで学ぶ子どもたちの現状を理解することが重要であるため、学校が地域住民に十分な情報を提供する仕組みも必要。

【放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくり】

放課後子どもプランの推進にあたっては、人材や活動場所の確保が困難な状況であるため、指導者養成や施設・設備の充実が必要。

補助金については、事務の効率化を図るために関係省庁の連携を深め、一本化することが必要。また、地域の実態に応じた活動とするため、実施方法や形態の多様性を認めることが必要。

【青少年を有害環境から守るための取組の充実】

保護者の意識向上だけでは、解決が困難であるため、有害情報を規制するための法的な体制の整備についても、併せて進めることが必要。

【企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大】

労働者が、子育てや地域貢献活動に取り組むためには、企業に協力を要請するだけでなく、企業のCSRを十分活用できる体制を構築することが必要。

【個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる】

個性の尊重や能力の伸長を大切にしつつも、「社会の一員として生きていく上での基礎・基本」が、より一層重要となる。

【知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する】

学習意欲の向上や学習習慣の確立を図り、基礎的基本的な知識や技能の習得、さらに、思考力・判断力・表現力等の育成などを目指した総合的な学力向上策を実施することが適当。その際、これまで実施した学力向上に係る施策を検証し、「確かな学力」の育成につながる有効な取組が推進されるようにすることが必要。

【教員養成・研修の充実】

教員養成・研修の充実について、子どもたちの健全な成長のためには、教員の資質・能力の向上を図ることは不可欠であるが、研修の持ち方については、教員が学校において、児童生徒の指導に直接関われる時間が確保できるようにするとともに、管理職等に対する研修についても、学校経営に支障がない範囲での実施が必要。

【教員免許更新制の円滑な実施】

教員免許更新制の実施にあたっては、10年経験者研修と免許更新講習の区別を明確に整理することや内容が共通するものは互換性をもたせ、一部代替を認めるなど受講者の負担軽減を図ることが必要。

【指導が不適切な教員に対する厳格な人事管理】

研修権限のある中核市においては、指導不適切教員への対応を独自に行うことができるような制度を構築することが必要。

【学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善】

当該学校に関係をもたない第三者が、評価するにあたっては、形式的・序

列的な評価にならないよう工夫することが必要。

学校評価を継続的に実施し、毎年度、学校の実情に応じながらも、客観的な評価を工夫するとともに、学校評価にかかわる事務の効率化が不可欠。

#### 【特別支援教育の充実】

発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うための体制を整備するためには、専任の教員の確保など人的配置等の措置が必要。

#### 【安全・安心な教育環境を整備する】

学校施設等は児童生徒が学校生活を送るだけでなく、地域住民の応急避難場所としての役割も果たすため、国として支援していくことが必要。

### 全国特別支援学級設置学校長協会

(基本的な考え方)

#### 【教育の使命】

障害のある幼児児童生徒が障害の状態に応じて適切な教育を受けられるようにするための教育上必要な支援を講じることが、国及び地方公共団体の責務として明確に位置付けられたことを我が国が目指すべき教育の使命の一つとして記述すべき。

#### 【今後10年間に予想される社会の変化】

国連の「障害者の権利に関する条約」の動向も踏まえ、世界的な潮流としてのノーマライゼーションの思潮やユニバーサルデザインの普及と障害のある人と障害のない人が共に生きる社会、「共生社会」の実現に向けた取組が進展することが予想されること、またこのことを踏まえ国内の教育の在り方を検討していく必要があることについて記述することが必要。

(重点的に取り組むべき事項)

#### 【放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくり】

放課後や休日における子どもたちの体験・交流活動を充実する取組について、このような活動の機会には障害のある子どもたちにとっても、居住する地域においてさまざまな人々と交流する中で成長する貴重な機会。「障害がある」という理由で排除されないような取組となるよう十分配慮すべき旨を盛り込むべき。合わせて、障害のある子どもたちの教育について、地域住民・国民全体への正しい理解を広めるための措置を推進することを明記すべき。究極のところ国民全体への理解の普及が鍵となる。

#### 【教育課題に対応するために必要な教職員定数の措置等】

小中学校等において校内支援の中心として活動している特別支援教育コーディネーターを専任化し定数措置する。当面担当授業時数を軽減して連携業務等を行う時間を確保するなどの措置が不可欠。

特別支援教育支援員については、小中学校全校への配置を目指しているが、通常の学級における支援を適切に行うためには更に増員が必要であり、また研修を行うなどの手立てを講ずることが必要。

#### 【教員養成・研修の充実】

特別支援学級等の担当教員について特別支援学校教諭免許状の取得を促進すること、また全教職員を対象とした研修を充実するとともに、大学や教職大学院等の教員養成課程において、特別支援教育や種々の障害についての内容を共通履修事項として充実することなどについて触れるべき。



### 【特別なニーズに対応した教育を充実する】

全体として既に法令等で示されている方向性を繰り返したのみで、具体性に欠ける。このままの記述では、各学校における特別支援教育推進の指針とはならない。何をどこまで取り組むのか、一定の指標を示すことが必要。

### 【特別支援教育の充実】

「また、特別支援学校～を充実する。」の部分では、教員の専門性の向上については、小中学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教員についても同様な課題があることにも十分配慮することが必要。

「就職率改善のための取組」については、企業等への一般就労を促進するための職業教育の充実、就労環境の改善等を図る取組を支援するなど、より踏み込んだ記述が必要。

「あわせて、障害のある～充実を促す。」については、特別支援学校に係る記述のあとに「あわせて」と示していることから、特別支援学校の課題と誤解されるおそれがあるため、明確にすることが必要。

### 【学校施設の耐震化や施設環境の改善・充実】

幼稚園、小中高等学校のほとんどの校舎が、障害のある人々が利用することを前提に設計されていない現状にある。学校建築物のバリアフリー化について、具体的な目標値を定めてその推進を図るべき。

## 全国専門高等学校長協会 8 学科連合

(重点的に取り組むべき事項)

### 【キャリア教育・職業教育の充実】

知識基盤社会の到来等に対応するため、しっかりとした勤労観や職業観を身に付け、世界的な視野を持って活躍する専門的職業人の育成が極めて重要。

このため、高等学校段階においては、将来の職業生活に必要なとされる専門的知識や技術・技能の基礎・基本を身に付けることを重視した教育を推進することが必要。

科学技術、サービス経済、少子高齢化、地球環境問題等持続可能な社会の実現に関するに関する様々な分野で活躍する人材を育成するため、その基礎的な部分を担っている専門高校における教育内容や方法を、新しい時代に対応したものとして充実していくことが必要。

このほか、小学校低学年から高等教育までの一貫した技術教育を行うため、諸教科や体験活動を総合した「ものづくりを柱とする教育プログラム」の開発や、地域の「ものづくりセンター」の設置等による科学技術分野に関する人材育成に努めることが必要。

### 【専門高校における施設・設備の充実】

専門高校の施設・設備の老朽化対策が必要。特に、水産高校における実習船の老朽化は生徒の安全管理上の観点からも大きな問題となっている。

### 【専門高校と大学等との連携の充実・強化】

専門高校で実学を学んだ上で、高等教育機関で理論を確実なものとすることが社会で活躍する人材を育成するためには重要であるという観点から、大学入試において専門高校で学んだ学習成果を適切に評価してもらえらる制度の創設が必要。また、大学入試制度上の連携だけでなく、専門高校・大学・大学院を通じた体系的な専門的職業人育成のためのプログラム開発を行うことも大きな課題。

## 【専門高校と産業界との連携・協力の推進】

専門高校生が将来の社会人・職業人としての資質や能力を身に付け、より実践的な力を高めていくため、インターンシップや長期間の企業実習、職業現場の第一線で活躍する方々を社会人講師として招へいするなどして、「生きた知識や技術」に触れる機会を積極的に設けることが必要。このため、専門高校と産業界との連携・協力がより円滑に進むよう、国から産業界への一層の働きかけが必要。

## 全国公立小中学校事務職員研究会

教育の質を向上させていくためには、安定的な教育予算の確保が必要。教材費や学校図書費、就学援助費や教職員旅費等を、再び国庫負担として確実に教育予算を確保していくことが必要。

国と地方が協力して、教職員定数改善や、教材・教具の確保、地域人材の活用や専門家の協力などの条件整備を確固たるものにすることを「教育振興基本計画」にも盛り込むべき。

### (基本的な考え方)

深刻な状況にある地球環境問題等を解決して、社会が持続的に発展していくためには、社会を構成する一人一人が課題を解決していくための知恵と実行力を身につけていくことが必須。

子どもが自立した大人へ成長していくために、自然や人と直接ふれあうことによって養われる豊かな心や生きる力の育成は、喫緊の教育の課題。

教育は、それぞれの関係者の相互の取組により成り立つものであり、保護者や地域住民、教育委員会や教育関係団体など支援組織との協力体制のもと、ともに学校づくりを進めていくことが必要。

「教育立国」として発展していくために、十分な教育予算を確保していくことが必要。

教育振興基本計画をさらに確実なものにするために、年度ごとの優先順位などを設け、重点項目や達成期限等を明確にし、さらに実践を評価・検証するための仕組みが必要。

義務教育の質を高めるためには、安全・安心な教育施設の整備を進めるとともに、情報化の推進、優れた教材や図書の確保などにより、質の高い充実した教育環境の実現を努めることが必要。

### (重点的に取り組むべき事項)

#### 【学校・家庭・地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる】

学校と家庭や地域との連携体制の構築は、社会教育・生涯学習等多方面からの働きかけとともに学校の組織運営の強化が必須。

#### 【地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の充実】

子どもたちの健全育成のためには、学校・家庭・地域が連携・協力しあい、共同していくことが大切であり、そのための組織体制など、具体的な仕組みを構築していくことが必要。

#### 【コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設置促進】

学校運営協議会制度や学校評議員制度は、保護者や地域住民の積極的な学校運営への参画につながっています。さらに、制度を整備していくとともに、推進していくことが必要。

#### 【企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大】

学校・家庭・地域・企業・各種団体など社会が、子どもたちの育成に果たすべき役割を明確にしなが、学校教育に対し、連携、協力していただくことが大切。

**【家庭の教育力を向上させる】**

食生活の改善や睡眠時間の確保など、本来、家庭で行うべき生活習慣の確立は、子どもの健全育成の上で不可欠であり、家庭の教育力の向上は喫緊の課題。

**【職業観・勤労観や知識・技能をはぐくむ教育（キャリア教育・職業教育）の充実】**

義務教育段階においても、勤労観や社会性を養っていくためには、地域人材や関係機関や大学などの外部人材を活用するとともに、豊かな体験活動をとおり、将来の職業や生き方について自覚を促していくことが大切。

**【優れた教員を確保するための優遇措置の維持及びメリハリのある給与体系の実現】**

教員の一人一人が子どもたちと向き合い、きめ細かい指導をする時間を確保し、習熟度別・少人数指導や特別支援教育等の充実を図るためには、教職員定数の改善が必要。

教員のみならず事務職員の定数改善も必要。学校裁量が拡大し、財務・情報管理・施設設備管理等がさらに高度化するなど事務部門の強化は必須。

**【新しい職の設置等による学校の組織運営の改善】**

校長のリーダーシップのもと、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、小中学校にも、事務長を配置し、事務処理体制の整備を図ることが必要。また、事務職員の資質能力を向上させるため、教育内容に関する研修の充実が必要。

**【教育委員会の活動の充実を促進するとともに、学校の組織運営体制を確立し、学校教育を充実させる】**

事務・業務の外部化にあたっては、学校現場で内容を吟味・精選し、学校の運営機能の低下および煩雑にならないような対応が重要。

事務の効率化を進めるために、学校現場の判断で迅速かつ的確な決定できるように、学校への権限委譲など学校裁量の拡大とともに、校内組織体制の中で内部委任を進めていくことも必要。そのためには、行政サービスに安定性を確保し、効果的な学校教育環境整備を図るための事務処理体制を整備することが必要。さらに、小中学校連携や中学校区単位での教育活動や教育支援が進むにつれ、それと合致した事務組織の構築も必要。

**【学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善】**

学校の教育活動や学校運営を、組織的・継続的に改善していくため、また、信頼され開かれた学校づくりを推進し、設置者等が学校に対する適切な支援や条件整備等の必要な措置を講じていくために、学校評価をさらに推進し定着させていくことが必要。

**【学校施設の耐震化や施設環境の改善・充実】**

学校施設の安全性の確保は極めて重要。国の十分な支援を受け、設置者は計画的に整備を進めるとともに、学校は日常的な安全点検等を行い安全確保に努めることが必要。

**【地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保】**

子どもの健全育成のためには、校内や通学路の安全確保や安全教育の取組

が重要。

**【学校の情報化の充実】**

ICT環境を整備し校務のICT化を推進すべき。

**【教育に関する研究成果等の蓄積・活用】**

教育内容や方法等を支援するため、教育に関する様々な課題や研究成果を蓄積し共有化し活用できるシステムを整備し、研究資料の閲覧や研究情報の交換ができる研究情報のセンター機能を充実すべき。

**【教育費負担を軽減する】**

義務教育の根幹である機会均等、水準確保、無償制を、国が責任をもって保障していくことが必要。義務教育における保護者負担経費を削減していくためには、教育予算の確保がきわめて重要。また、経済的理由により就学困難な子どもの義務教育を受ける権利を保障する就学援助制度のさらなる充実が必要。

## **全国大学高専教職員組合**

(基本的な考え方)

「概ね10年を見通して政府が目指すべき教育施策の基本的方向」に高等教育の財政基盤への安定的でかつ継続的な支援を明記すべき。

(重点的に取り組むべき事項)

**【世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化する】**

若手研究者等の活躍できる仕組みとして、教育研究拠点形成だけでない高等教育界全体の取組への支援を明記すべき。

**【大学等の教育研究を支える基盤を強化する】**

現中期計画期間中に行われたような基盤的経費の削減をおこなわず、高等教育への国の財政支援が「安定的・継続的」が行うべき。

**【大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化】**

地方国立大学等では、基盤的な研究環境の欠如・陳腐化や図書館等の学生の学習生活環境の老朽化は悲惨な状況。地域格差、経済格差により学生の資質・能力伸張・形成が損なわれないよう、各大学における学生生活支援の取組への国の財政支援を明記すべき。

## **各障害種別全国PTA連合会会長連絡協議会**

(基本的な考え方)

子ども一人一人が自分の中のニーズに気づくことが必要だと思う。気付かせる場や時を設定することが必要。

**【我が国教育の成果と現状の課題】**

国の行く方向思うと、応用力、創造力の強化は大切であり、記述があるとよい。

**【教育の使命】**

人間が幸福な生涯を送るために、特に教育すべき重要なことは以下の3点。人格をいかに完成させるか。

善良な人間を生み出す良い家庭をいかに作り上げるか。

国家間の調和、自然界との調和、科学、経済、道徳面の調和について意識し、研究できる人材の育成が大切。

### 【今後の教育の目指すべき基本的方向】

教養の厚みについての説明が欲しい。知識は経験による知識もあるので経験を重視した教育をする場を積極的に設定すべき。

高学歴を追求するもののみが素晴らしいのではなく、経験によるスペシャリストとなることを追求する人間の養成についても考えるべき。

知育偏重に走らず徳育・体育にも力を注ぐ教育であるべき。

### 【教育立国の必要性】

教育基本法の改正では、画期的なことは教育の機会均等で障害のある方々の教育にふれたことであり、これは今までの教育の概念から大きく舵を切り、特別支援教育の重要性を認識したことと言える。少しでも特別支援教育について記述すべき。

### 【今後の教育施策の目指すべき基本的方向】

「個性を～基盤を育てる」で、教員や教育委員会の役割等について、基本的な考え方に記載すべき。

(重点的に取り組むべき事項)

### 【教育課題に対応するために必要な教職員定数の措置等】

近年の教育現場には、この使命感を持ち児童生徒に向き合えるようになることを期待。そのためには、教材準備研究を含め真に児童生徒と向き合える時間の確保が大切。

### 【特別支援教育の充実】

特別支援学校における特別支援教育のセンター的役割についてふれるべき。

特別支援教育が目指す「一人一人の教育的ニーズ」の新規性が、これまでの文部科学省の通達等を読んでも保護者の側からみれば理解しにくい。

聴覚障害の早期発見と早期教育・指導は重要性であり、十分に配慮すべき。

障害別の学校名から名称変更が行われたことにより、それぞれの学校が目指す教育内容が学校名からはほとんど読み取れなくなっており、障害児・生徒の教育実態や内容を社会や一般の人々に理解されにくくする要因。学校名を柔軟に考えることなどわかりやすい形で明らかにしていく取り組みが推進されるべき。

障害をもつ生徒の大学進学支援の充実を図っていただきたい。

## 教育情報化推進協議会

21世紀の社会像について、現在は情報通信技術の発達により、産業革命に匹敵するような情報化革命の時代である経済・産業のグローバル化、サービス産業化の一層の進展、個人の価値観・ライフスタイルにも大きな変革をもたらしている。

基礎学力の充実とともに、21世紀に必要な様々な能力の定義及び育成に向けた真剣な取り組みが必要。

(基本的な考え方)

現在社会やその構成要素である科学技術の負の面が強調されすぎている。

負の側面を克服して現代技術の持つ正の側面、例えば今日急進している情報技術の有効活用によって教育の革新を強調する姿勢を明記することが望ましい。

初等中等教育の早い段階から児童生徒に情報活用能力を身につけるととも

に、児童生徒に対して情報技術を活用した「わかる授業を実現」し、「確かな学力の向上」を保障することが重要。

教師の校務負担を軽減し教育活動を充実するため、ICTを活用した校務の効率化に取り組むべき。

初等中等教育段階からの高度ICT人材の育成が重要。

ICT環境整備の遅れや教員のICT活用指導力の不足など多くの課題が山積している。また、諸外国と比べて、学校におけるICT環境整備の遅れが顕著であるなど、危機的な状況。

(重点的に取り組むべき事項)

【青少年を有害環境から守るための取組の充実】

メディアの誤った利用が有害情報をもたらしていることを追記すべき。

【総合的な学力向上策の実施】

情報モラル教育を実施する場として、道徳を含む各教科等において行うことを追記すべき。

【優秀な教員を養成・確保するとともに、一人一人の子どもに教員が向き合える環境をつくる】

事務の外部化と合わせて校務情報化を追記すべき。

【学校の情報化の充実】

アナログテレビのデジタル化による効果を授業等において最大限に活用できるような環境を整備する旨を追記すべき。

## 財団法人日本体育協会

(重点的に取り組むべき事項)

【地域住民に身近なスポーツ環境の整備】

「総合的なスポーツの場の整備」について、具体的な内容を示すべき。

【体験活動・読書活動等の充実】

「学校と地域社会が連携して、」の一文を加えるべき。

## 社団法人中央青少年団体連絡協議会

(基本的な考え方)

第一には、何らかの形で「平和」もしくは「平和を考える」ことについて表記すべき。

【教育の使命】

社会教育関係団体や青少年団体が明記されていない。社会教育関係団体また青少年団体を明記すべき。

【今後10年間に予想される社会の変化】

学習の四本柱は、教育を再構築するための基本的な柱である、「知ること」、「為すこと」、「(他者と)共に生きること」の三本柱とそこから必要的に導き出されるものとして第4の柱「人として生きること」を重視するべき。

(重点的に取り組むべき事項)

宗教教育に取り組む必要があり、法規に抵触しない範囲で取り入れていく方向を示す項目や内容が必要。例えば宗教心(信仰心)の醸成があってよい。

【学校、家庭、地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる】

学校・家庭・地域の三者の連携協力について、教育基本法第13条の条文に従い、「地域」に限定しないで「地域社会」の表現が望ましい。

### 【放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動づくり】

「地域住民の参画を得て」の次に「青少年団体やNPOの連携協力」を加えるべき。

### 【地域の人材や民間の力を活用したキャリア教育、転業教育、ものづくりなど実践的教育の充実】

経済団体、PTA、NPO法人、の後に「社会教育関係団体」を加えるべき。

### 【いつでもどこでも学べる環境をつくる】

いつでも、どこでも、だけでなく生涯学習社会では、だれでも、を加えることを希望し、他の同様な表記も、いつでも、どこでも、だれでもに、に表記するべき。

## 自然体験活動推進協議会

(重点的に取り組むべき事項)

### 【学校・家庭・地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる】

学校・家庭・地域住民、さらに行政や民間団体などの地域内の様々なセクターが継続的に協働していくことができる仕組みを構築することが重要であり、(1)地域の大人たちがお互いを支援し合うための情報共有や交流の場、(2)無理なく、いつでも、誰でも参加できるゆるやかな人的ネットワーク、(3)国の施策として、各地域の個々の取組みの支援にとどまらず、各地域の取組みやノウハウなど、日本全国の情報を共有できる場、の構築が必要。

### 【放課後や週末のこどもたちの体験・交流活動の場づくり】

関係省庁の連携だけではなく現場レベルにおいても学校・地域住民・行政・民間団体の人的なネットワークの構築をめざすことが求められる。指導者養成、プログラム開発においても、関係省庁の連携だけではなく、多様な活動分野における人材を活用した取組みや地域内での連携・協働を積極的に促進することが必要。

本項目においては全体を通して、継続的な取組みに対する視点が弱いため、指導者養成やプログラム開発においても、養成した後の取組みについても言及したほうがよく、例えば、自然体験活動や生活活動の指導者を養成した後にそれらの人材が活躍できる場を学校や地域の活動団体に紹介・派遣できる仕組みづくりを新たに構築する、または、行政や民間などがもっている既存の仕組みと融合することなどが考えられる。

### 【知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する】

本項目の ~ に記載されている各項目は重要なポイントであり、このような「気づいた」「感じた」後の取組みである「どのように」対処していくかといった能力を養うことに加え、その前提となる「気づく力」「感性を育てる」取組みも必要。

### 【伝統・文化に関する教育の充実】

我が国の伝統や文化は、必ずしも名の知れた著名なものや、本項目に記載されている「優れた芸術文化や伝統文化」ばかりではなく、「優れた」との言葉もわかりにくいところがあるため、「身近な」「各地域で引き継がれている」など、誰もが伝統・文化に関する教育に関わることができることに気づ

いてもらえるような具体的な施策が必要。

#### 【体験活動・読書活動等の充実】

自然の中での長期宿泊体験、職場体験、社会奉仕体験等を実施するためには、学校の現場とは異なる配慮が必要。特に、自然の中で取り組む長期宿泊体験活動においては、野外における教育や安全面に対する配慮が必要であり、多彩なプログラム指導など学校の現場とは違う指導力が求められるため、学校の先生だけでは対処することができず、地域の指導者や自然の中で子どもたちと活動できる指導者をさらに充実させていく必要がある。今後、体験活動の長期化、多様化が進むほど、指導者不足が懸念されるため、学校の先生をサポートする指導者などの養成を早急に進めていくことが必要。

体験活動や読書活動を充実するためには、学校外の家庭や地域社会においても、体験活動や読書活動を持続的に子どもたちが関われる仕組みが必要。その際、「放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくり」といった日常的な展開はもちろん、週末や夏休みにふだん暮らしている場所から離れた野外フィールドにおいて、子ども同士または親子などが誰でもいつでも安心して体験活動ができる仕組みづくりにおいても今後の施策のひとつとして重要。

### 社団法人日本芸能実演家団体協議会

(基本的な考え方)

#### 【教育の使命】

生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成や、我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成との認識が示され、本格的な知識基盤社会の到来に向かって、未来への先行投資である教育の重要性が高まっているという認識が示されていることは、極めて重要。

(重点的に取り組むべき事項)

#### 【学校・家庭・地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる】

「自然体験活動や生活体験活動のための指導者養成やプログラム開発などの取組を関係省庁が連携して実施する」について、文化芸術体験についても言及すべき。

#### 【青少年を有害環境から守るための取組の充実】

子どもたちのメディア・リテラシーを高める教育が、さまざまなレベルで取り組まれることも必要。

#### 【文化施設の機能の充実】

劇場・音楽堂等の機能の充実が必要。

#### 【総合的な学力向上策の実施】

教員が「表現教育」の手法を理解し、子どもたち自身の学ぶ力を伸ばすよう促すことが必要。教員の指導方法の改善を図ると同時に、コミュニケーション力や表現力を伸ばす外部講師の導入などに向けて、施策が検討され具体化されることを希望。

#### 【伝統・文化に関する教育の充実】

居住地や家庭環境に関わらず、子どもたちが文化芸術に触れられる機会を多様に数多く持てるよう、今以上に、国や自治体、地域の文化芸術団体等が連携して、機会充実に向けて様々な取組を進めることが必要。



## 社団法人全国公立文化施設協会

(基本的な考え方)

### 【「教育立国」の必要性】

教育立国であるとともに、全国民が日常的に優れた文化芸術に親しむことができる、「文化立国」であることも重要。

(重点的に取り組むべき事項)

### 【教養の厚みを備えた知性あふれる人間を養成し、社会の発展を支える】

ここに書かれてある、教養とは「高度な学問」のみを意味するようにしか、読み取れない。学問だけでなく、文化・芸術にも親しんだ人こそ、「教養の厚みを備えた知性あふれる人間」であり、文化・芸術に親しみ、学ぶことの重要性についても触れるべき。

## 社団法人全国高等学校文化連盟

高等学校教育における部活動の果たす重要な役割について明確にして欲しい。特別活動の中に、その意義を盛り込むべき。

教員定数に関わるが、高等学校における芸術教員の確保並びに部活動指導者を確保すべき。

教職員の部活動指導のための勤務や処遇などの法的整備をお願いしたい。部活動も「関連する業務」という面から「出張」、「勤務」に対し本務同様の扱いをすべき。